

曙町市営住宅 5 号棟水道直結給水化工事

図面目次

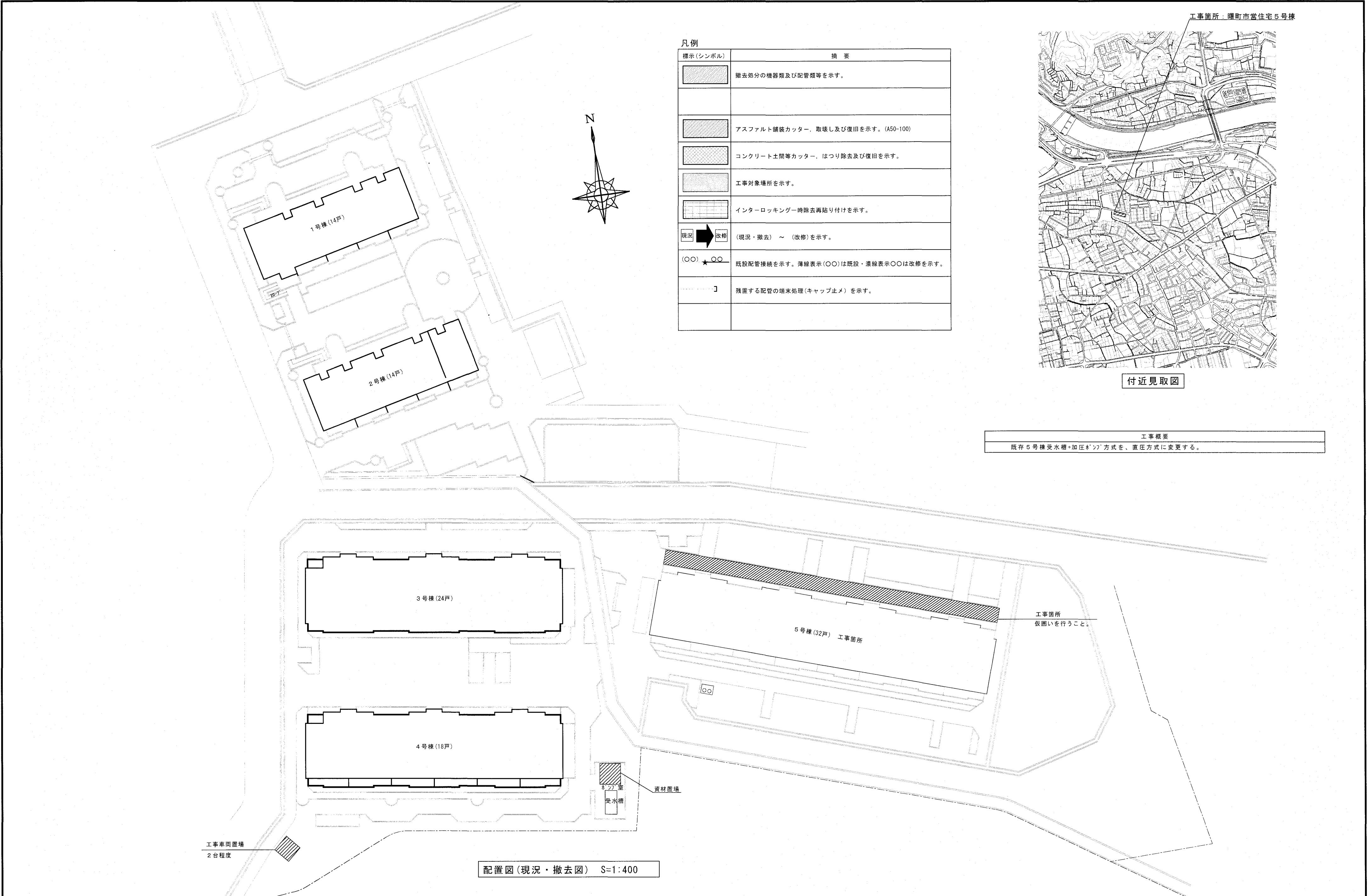
図面番号	図面名称	縮尺
M-01	特記仕様書（1）	NOSCALE
M-02	特記仕様書（2）	NOSCALE
M-03	配置図・工事概要・付近見取図	1：400
M-04	給水設備 5号棟7477系統図（現況・撤去・改修図）	NOSCALE
M-05	3・4号棟 屋外平面図（現況・撤去・改修図）	1：150
M-06	5号棟 屋外平面図（改修図）	1：150
M-07	5号棟 1階平面図（現況・撤去・改修図）	1：100
M-08	5号棟 2階平面図（現況・撤去・改修図）	1：100
M-09	5号棟 3階平面図（現況・撤去・改修図）	1：100
M-10	5号棟 4階平面図（改修図） 部分詳細図（現況・撤去・改修図）	1：100 1：50
M-11	受水槽室平面詳細図（現況・撤去図）	1：30
M-12	受水槽室基礎参考図（現況・撤去図）	1：30
M-13	受水槽室参考図（現況・撤去図）	1：30

図面番号	図面名称	縮尺
E-01	特記仕様書（2）	NOSCALE
E-02	配置図・工事概要	1：400
E-03	【幹線・弱電設備】 4号棟 屋外平面図（現況・撤去図）	1：150
E-04	【幹線・弱電設備】 ポンプ室・受水槽廻り（現況・撤去図）	1：30
E-05	【電灯・コンセント設備】 受水槽・ポンプ室廻り配置図（現況・撤去図）	1：30
E-06	【電灯設備】 5号棟 屋外平面図（現況・撤去図）	1：150
E-07	【電灯設備】 5号棟 屋外平面図（改修図）	1：150

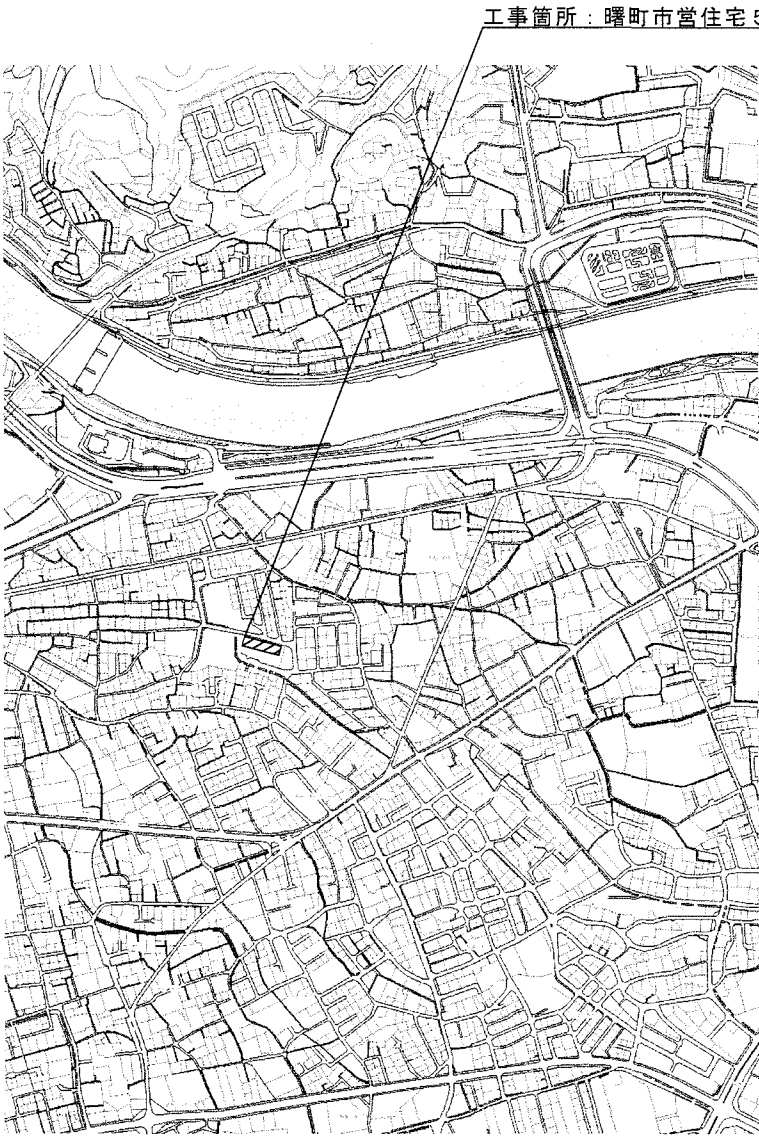
〇〇市営住宅５号棟水道直結給水化工事		特記仕様書																			
Ⅰ 工 事 概 要 1. 工事場所 高知市曙町1丁目20番、21番、24番 2. 建物概要																					
<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">建物名称</th><th rowspan="2">構造</th><th rowspan="2">階数</th><th colspan="2">建築基準法に基づく</th><th rowspan="2">消防法施行令別表第一</th><th rowspan="2">都市計画法に基づく用途地域</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>延べ面積</th><th>主要用途</th></tr></thead><tbody><tr><td>〇〇市営住宅</td><td>R/C</td><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく		消防法施行令別表第一	都市計画法に基づく用途地域	備考	延べ面積	主要用途	〇〇市営住宅	R/C	4							
建物名称	構造				階数	建築基準法に基づく				消防法施行令別表第一	都市計画法に基づく用途地域	備考									
		延べ面積	主要用途																		
〇〇市営住宅	R/C	4																			
3. 工事種目 Ⅰ. 機械設備工事 5号棟 給水設備 排水設備 4. 関連工事等 ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 衛生設備工事 ・ 空調設備工事 ・ 植栽工事 ・ 外構工事 ・ 解体工事 5. 概成工期 ・ 完成期限の（ ）日前 （令和 年 月 日） 6. 部分使用（工事請負契約書第3４条第１項） Ⅱ 設 備 工 事 仕 様 1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、「公共建築物工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 5) 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 2. 適用基準等 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁管理部署監修の以下による。 ※ 公共建築物工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年版 ※ 公共建築物工事標準仕様書（電気設備工事編）令和４年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和４年版 ※ 公共建築設備工事標準準則（機械設備工事編）令和４年版 ※ 公共建築設備工事標準準則（電気設備工事編）令和４年版 ※ 建築物解体工事共通仕様書 令和４年版 給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要綱」による。 3. 「退休２日制モデル工事」の実施について ①発注者指定型 ・ 受注者希望型 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休日とする 「退休２日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「退休２日制モデル工事」実施要領（管轄工事編）による。 (https://www.city.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html) ・対象外（理由： ）																					
項 目		特 記 事 項																			
一般共通事項																					
① 官公署その他への手続き	工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を迅速な行く。 手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。（I.1.3） [I.1.3] ・ 給水装置新設分担金																				
② 工事実績情報サービス（GORINS）への登録（勝負金額５０万円以上）（受注、変更、完成時）	登録の手続きについては、（一財）日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約」による。（I.1.4） [I.1.4]																				
③ 書類の書式等	工事の着手に当たり、監督職員全の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。（I.1.5） [I.1.5]																				
4 総合工程表	原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。（I.2.1） [I.2.1]																				
5 総合図	工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承認を受ける。（I.2.3） [I.2.3]																				
⑥ 施工図等の取扱い	施工図等の内、監督職員の承認を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。（I.2.3） [I.2.3]																				
⑦ 工事日報	週ごとに工事の全般般的経過及び次週の工事予定を記載した日報を監督職員に提出する。（I.2.4） [I.2.4] また、半月ごとに出来高当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。 電子印刷の使用及び電子メールによる提出も可とする。																				
⑧ 工事写真	工事写真はＩ版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し１部提出する。(M版合紙) 撮影方法は、国土交通大臣官庁官庁管理部署監修「宮城工事写真撮影要領(令和５年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。 デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承認を受けるとする。なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」による。（I.2.4） [I.2.4]																				
⑨ 下請負者の報告	各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。																				
⑩ 電気保安技術者	適用する（I.3.2） [I.3.2]																				
⑪ 施工条件	施工日及び施工時間 ※ (I.3.3)、[I.3.3] (I) による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮図内 ・ 図示 その他の施工条件 ・ ・ ・																				
⑫ 工事の保険	工事請負契約後、速やかに工事目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事竣工のときから完成期より24日後以降までの期間とする。																				
⑬ 契約保証	※ 金融的保証方式																				
⑭ 前払金支出割合区分補正	○有 ・ 無																				
⑮ 交通誘導警備員	交通誘導警備員を設置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を設置することとし、建設作業員等の他職種者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対応できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。																				

項 目		特 記 事 項										
16 統括安全衛生管理義務者の指名		配置人員の資格 ・ 1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級又は2級）を配置する工事。 ※ 交通誘導に關し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。 <table border="1"><thead><tr><th>資 格</th><th>資 格 要 件</th><th>配置人数</th></tr></thead><tbody><tr><td>1. 2級交通誘導警備検定合格者（交通誘導警備員A）</td><td>交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたものの整備業法における指定講習を受講したもの</td><td>人</td></tr><tr><td>交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等（交通誘導警備員B）</td><td>警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上であるもの</td><td>16人</td></tr></tbody></table> なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。 また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同等の資料を提出するものとする。 労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。（I.3.5） [I.3.5]		資 格	資 格 要 件	配置人数	1. 2級交通誘導警備検定合格者（交通誘導警備員A）	交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたものの整備業法における指定講習を受講したもの	人	交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等（交通誘導警備員B）	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上であるもの	16人
資 格	資 格 要 件	配置人数										
1. 2級交通誘導警備検定合格者（交通誘導警備員A）	交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認められたものの整備業法における指定講習を受講したもの	人										
交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等（交通誘導警備員B）	警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に關する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上であるもの	16人										
17 発生材の処理		産業廃棄物の選別、処分等については、(I.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。（積替・保管についても同様とする。） 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出しなければならない。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工区内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工区内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出しなければならない。 なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・引き渡しを要するもの（ ） ・現場再利用を図るもの（ ） ※ 再生资源化を図るもの（※コンクリート ※コンクリート及び鉄かち成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート ※金属） ※ 有価物処理を図るもの（ ） 有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。 ・特別管理産業廃棄物の処理方法（※PCB使用機器） PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、造物管理者に引き渡す。 ・フロン類の回収・破壊を図るもの（※業務用エアコンディショナー ・冷蔵庫冷凍機器） フロン排出口制法に使い適切に処理し、工程管理課及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。 ・特殊な建設副産物（※六ふ化硫黄ガス ・イオン化式煙感知器） 開閉器に含まれる六ふ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。 イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。 ＜せつこうボードの処理方法＞ ひ素・カドミウム含有せつこうボードの処理 ※ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 製造業者に処分を委託 石棉含有及びひ素・カドミウム含有せつこうボード以外のせつこうボードの処理 ・ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 再資源施設で再資源化（I.3.9） [5.1.1]										
18 再生資源利用（促進） 計画書及び実施書の提出（勝負金額100万円以上）		再生資源利用（促進）計画書及び実施書、建設副産物情報交換システム(GOBRIS)により作成し、提出は以下による。 a) GOBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ(http://www.recycle.jasic.or.jp)より、利用申請を行う事ができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無にかかわらず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無にかかわらず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用（促進）計画書（現場指示様式）を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。 事前調査範囲 ※ 改修範囲 ・ 貸与資料 ※ 有 ・既存の設計図書 ・ <6.1.3> ・ 無 ・配管経手ノースペル含有成形板（レベル3、非飛散性）有 分析調査 ※ 書面調査及び現場での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 <6.1.3> ・ 行う（調査材料使用部位 調査材料名 検体数） 分析方法 ※定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。										
19 石結合材の事前調査		※ 別契約の受注者にて実施 湿度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日の調整を図り、協力すること。 ・ 本工事にて実施 化学物質の室内温度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける通報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後に正式な										

[illegible]



凡例	
標示(シンボル)	摘 要
	撤去処分の機器類及び配管類等を示す。
	アスファルト舗装カッター、取壊し及び復旧を示す。(A50-100)
	コンクリート土間等カッター、はつり除去及び復旧を示す。
	工事対象場所を示す。
	インターロッキング一時除去再貼り付けを示す。
現況 改修	(現況・撤去) ～ (改修)を示す。
(○○) ★ ○○	既設配管接続を示す。薄線表示(○○)は既設・濃線表示○○は改修を示す。
	残置する配管の端末処理(キャップ止メ)を示す。

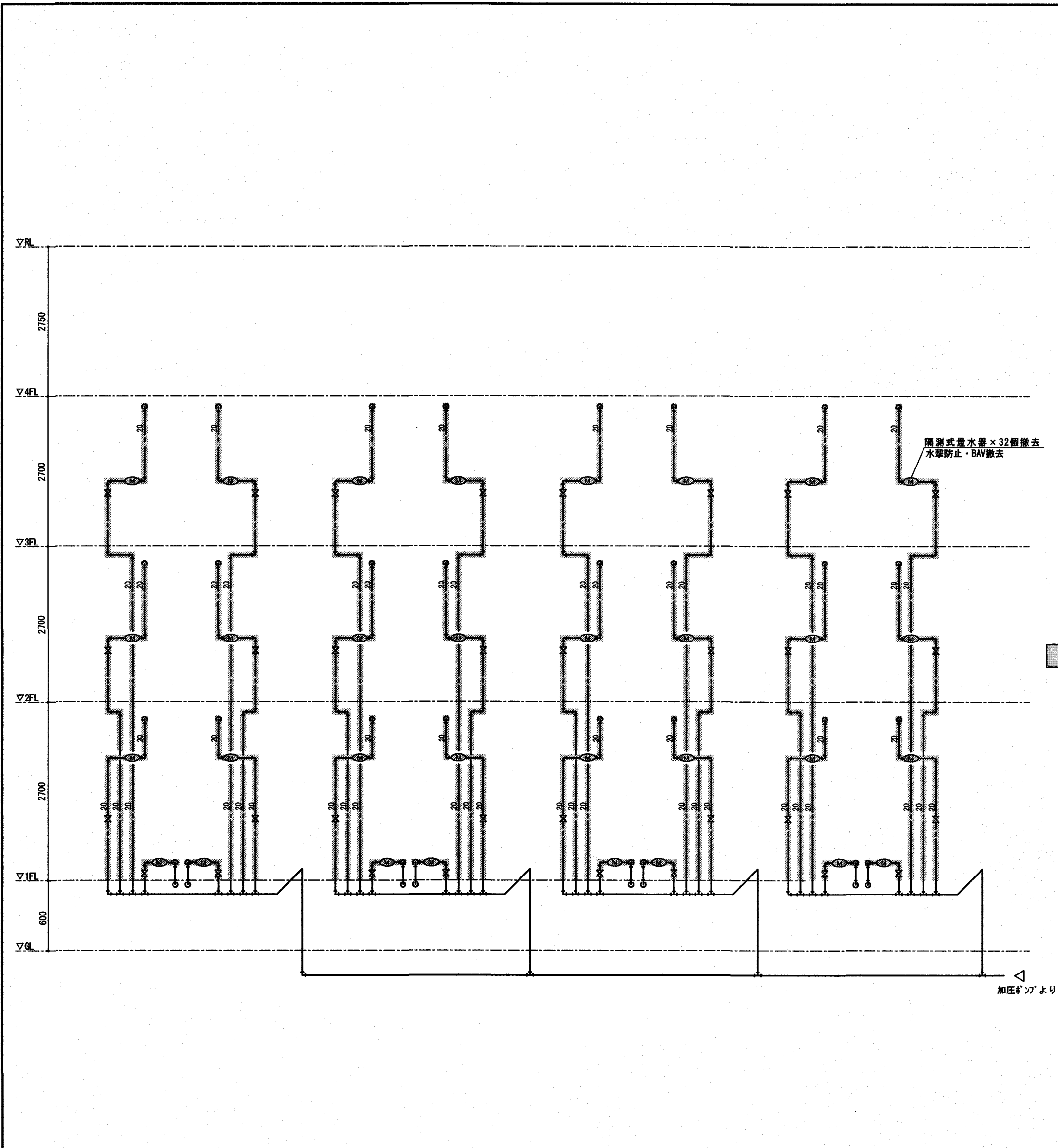


付近見取図

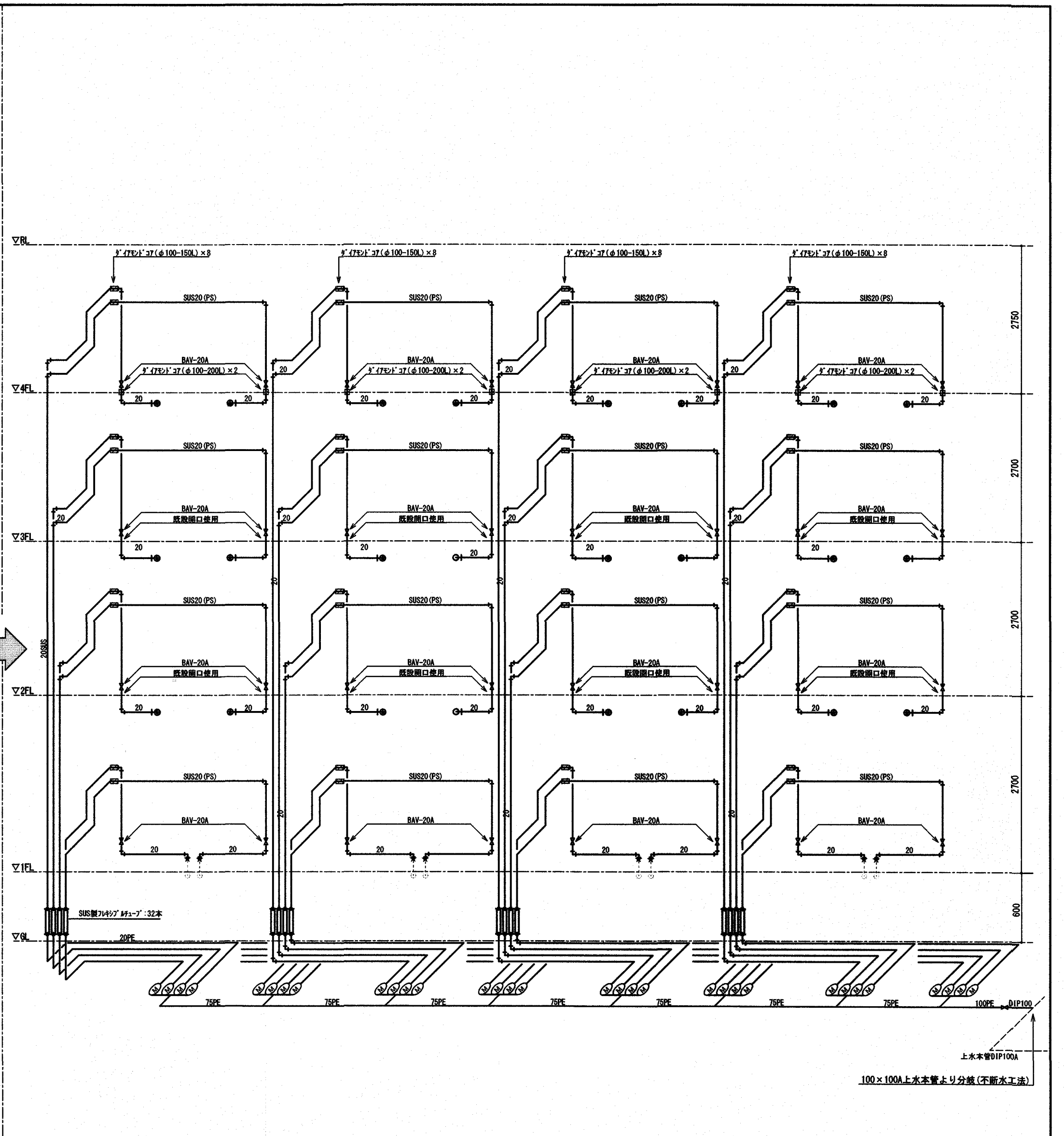
工事概要
既存5号棟受水槽+加圧ポンプ方式を、直圧方式に変更する。

配置図(現況・撤去図) S=1:400

訂正	月 日	高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日 2024. 08 .	承認	工事名称 曙町市営住宅5号棟水道直結給水化工事	図面番号 M-03
								設計	検図 宇賀龍介	図面名称 配置図・工事概要・付近見取図	縮尺 1:400

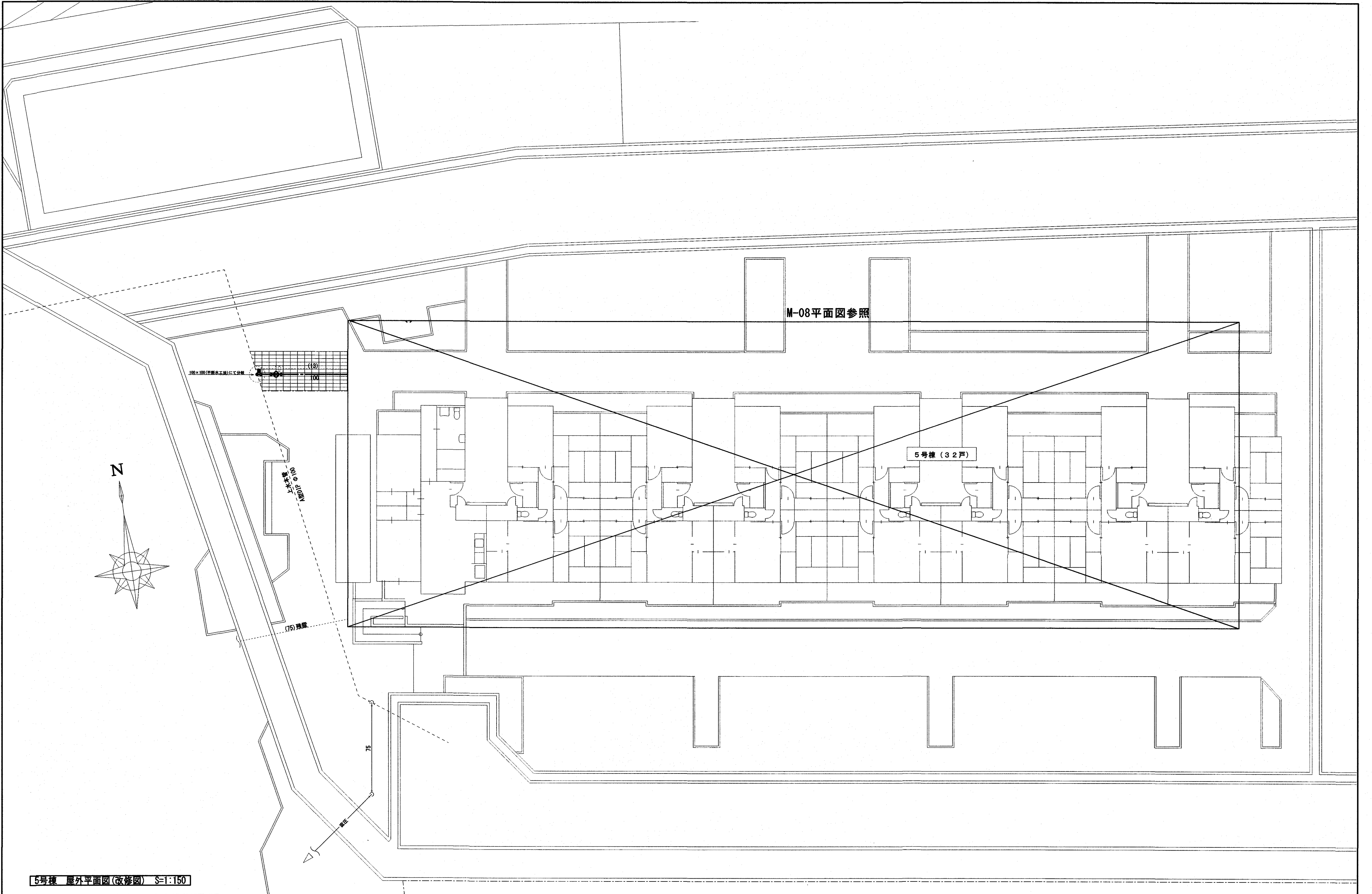


5号棟給水 32戸 7177系統図(現況・撤去図)

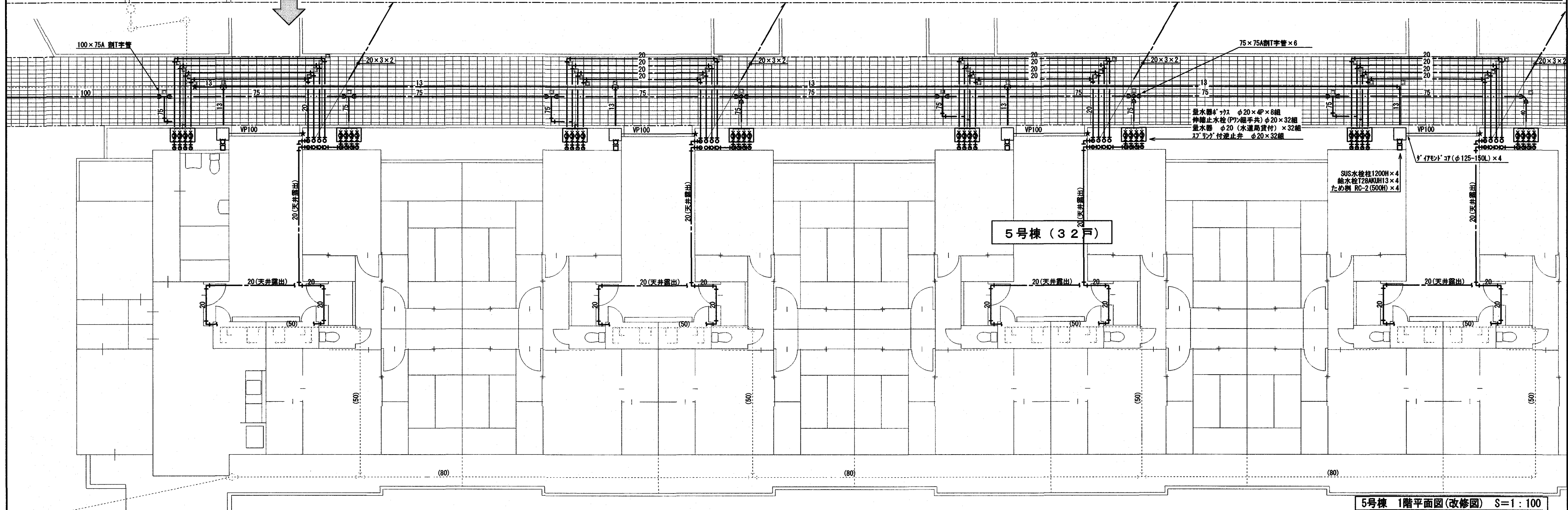
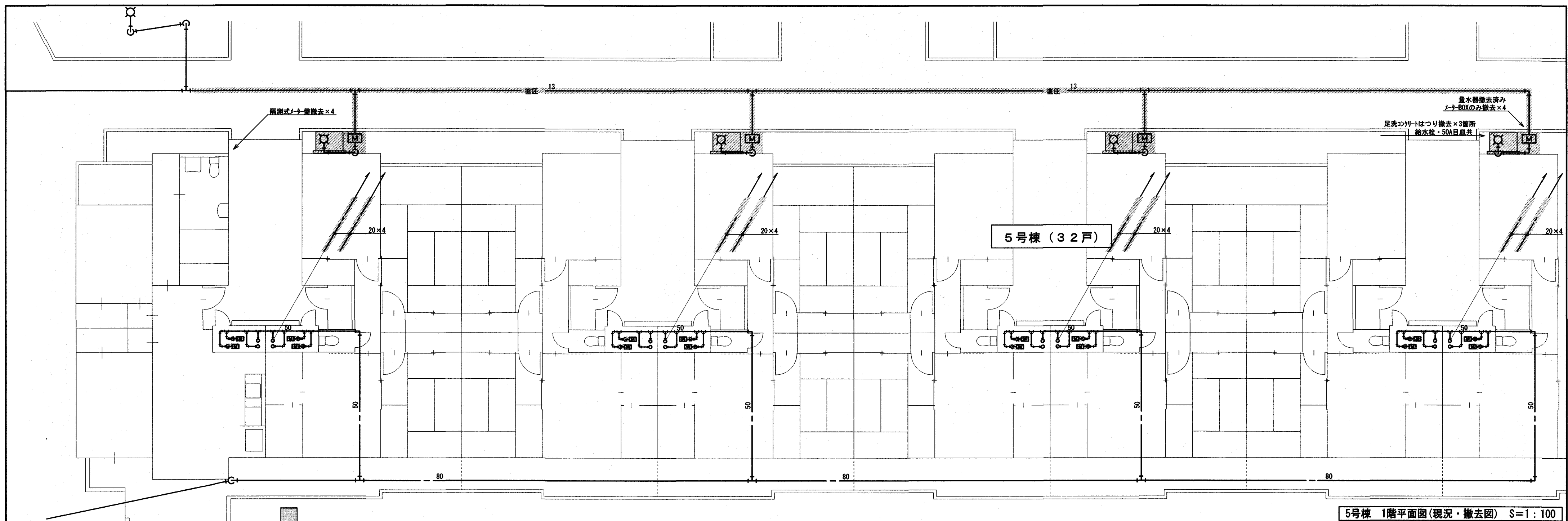


5号棟給水 32戸 7177系統図(改修図)

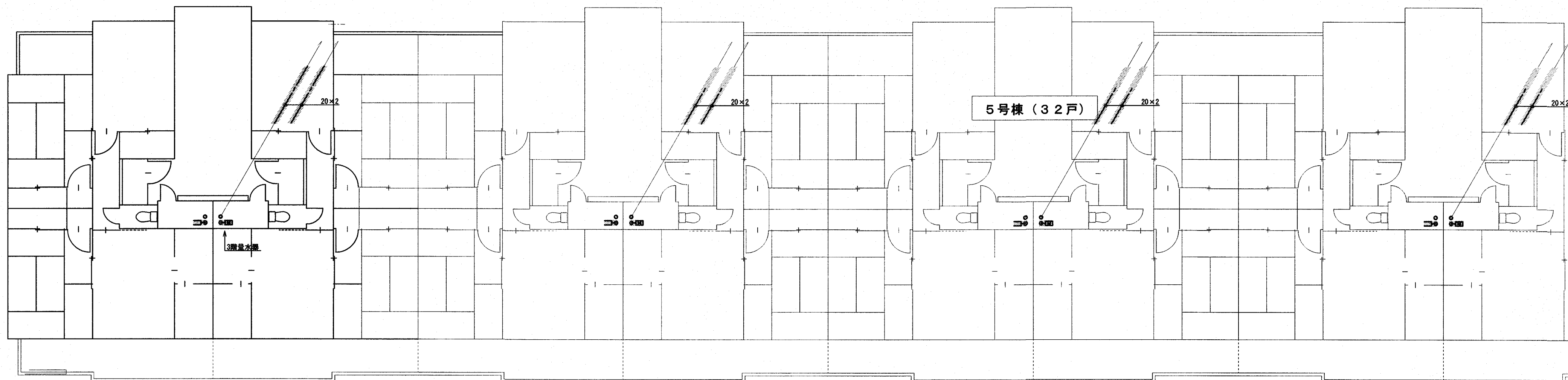
訂正	月. 日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年月日	承認	工事名称 曙町市営住宅5号棟水道直結給水化工事 図面名称 給水設備 5号棟7177系統図(現況・撤去・改修図)	縮尺 NO SCALE	図面番号 M-04
				水関	戸田	中村	松本		2024. 8.				
									設計	検図			
										宇賀 龍介			



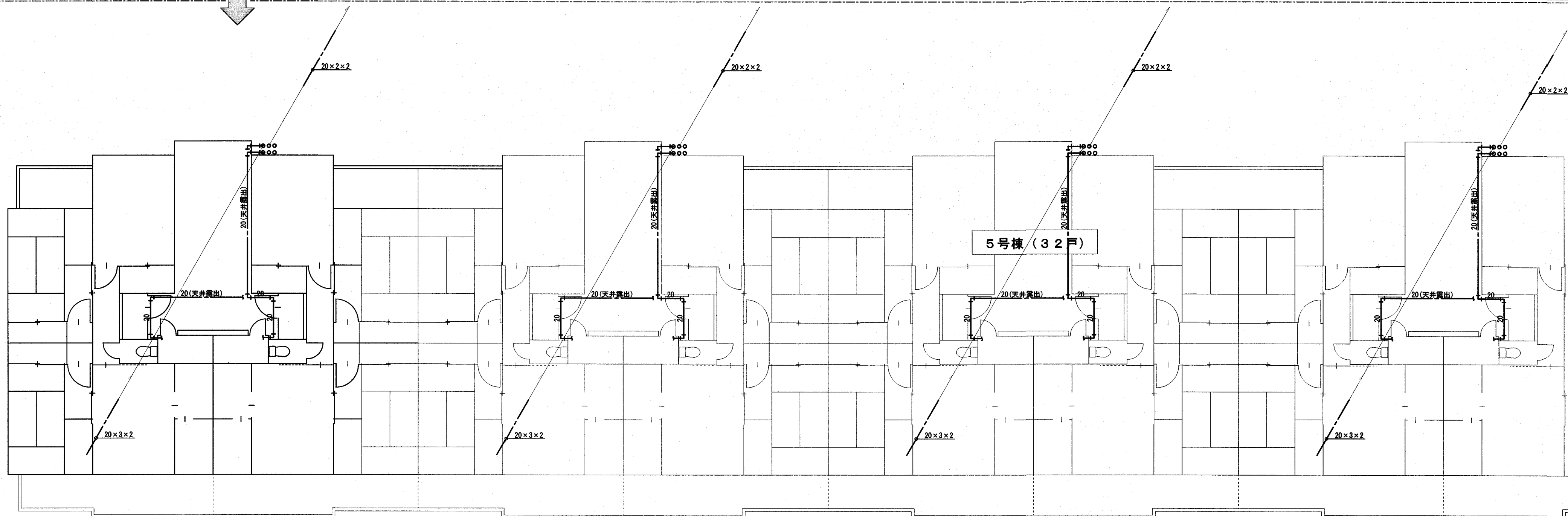
訂正	月、日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年月日	承認	工事名称 曙町市営住宅5号棟水道直結給水化工事	図面番号 M-06
				水関	戸田	中村	松本		2024. 8			
									設計	検図 宇賀 龍介		
											図面名称 5号棟 屋外平面図(改修図)	縮尺 1:150



訂正	月.日	高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日	承認	工事名称			図面番号 M-07
								2024. 8.		曙町市営住宅5号棟水道直結給水化工事			
								設計	検図	図面名称	縮尺		
								宇賀 龍介	5号棟 1階平面図(現況・撤去・改修図)	1:100			

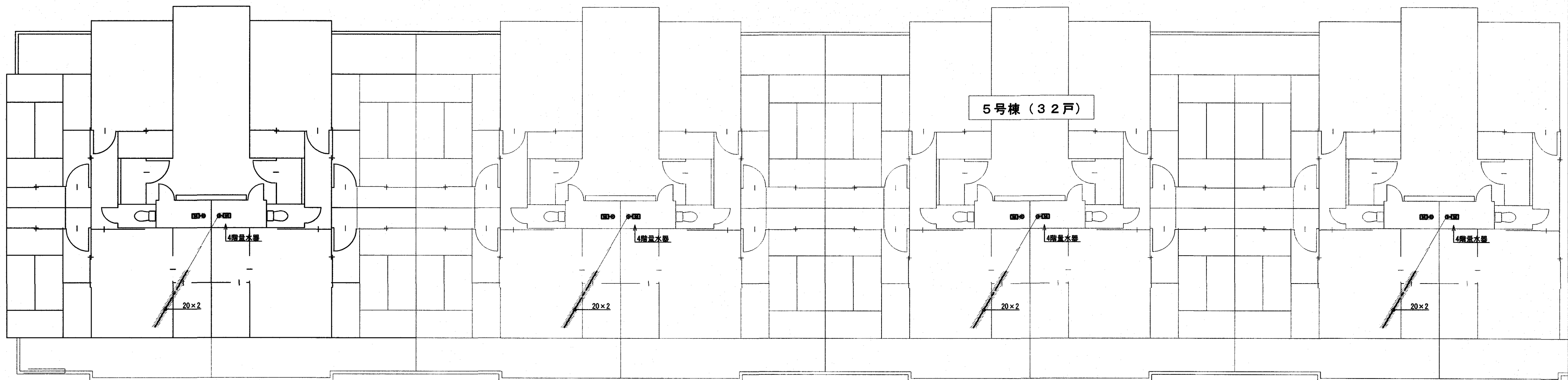


5号棟 2階平面図(現況・撤去図) S=1:100

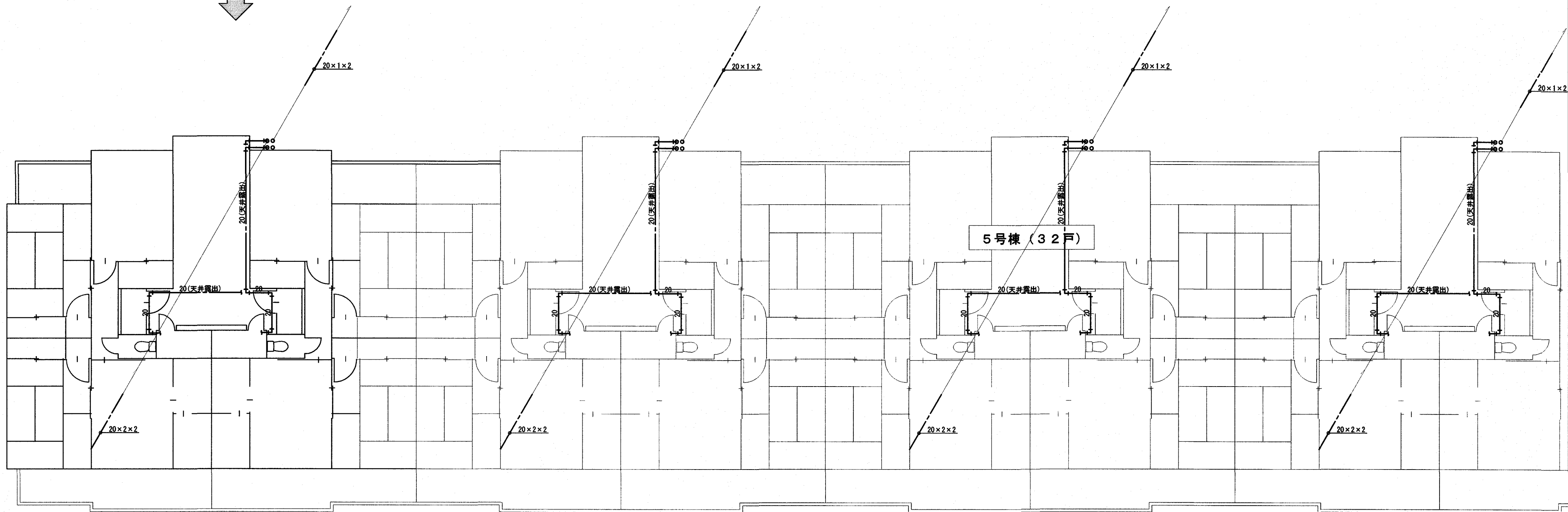


5号棟 2階平面図(改修図) S=1:100

訂正	月. 日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年月日	承認	工事名称 曙町市営住宅5号棟水道直結給水化工事 図面名称 5号棟 2階平面図(現況・撤去・改修図)	縮尺 1:100	図面番号 M-08
				水関	戸田	中村	松本		2024. 8				
									設計	検図 宇賀 龍介			

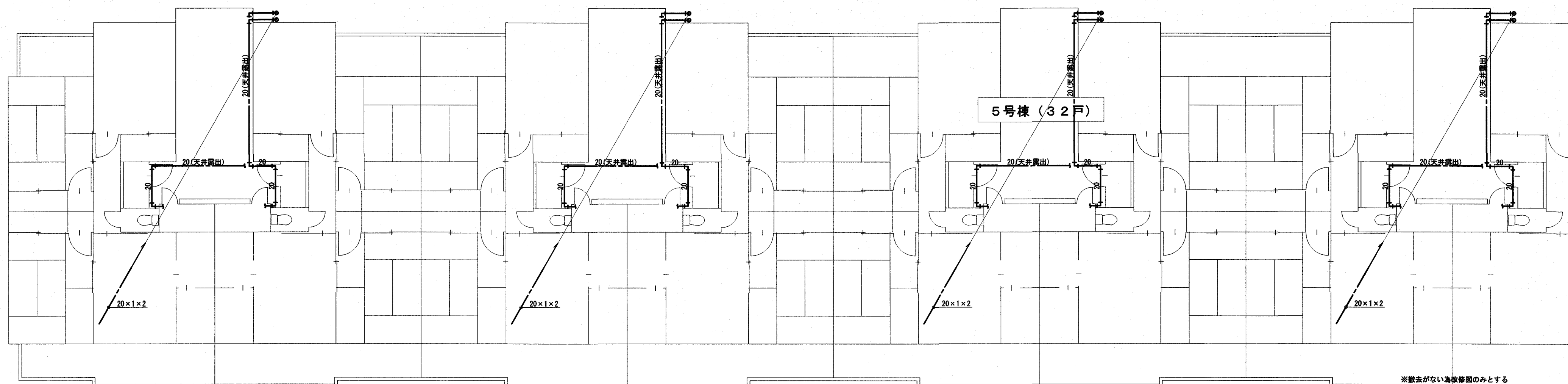
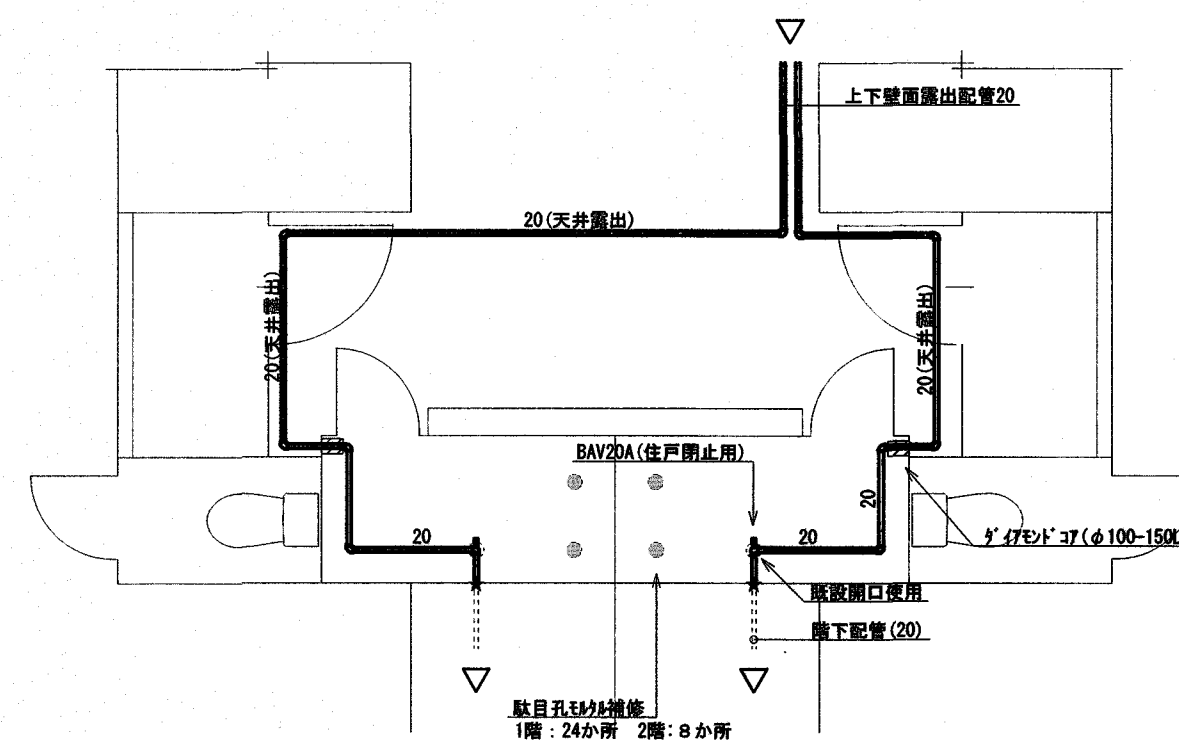
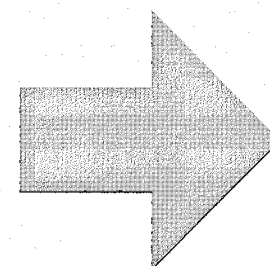
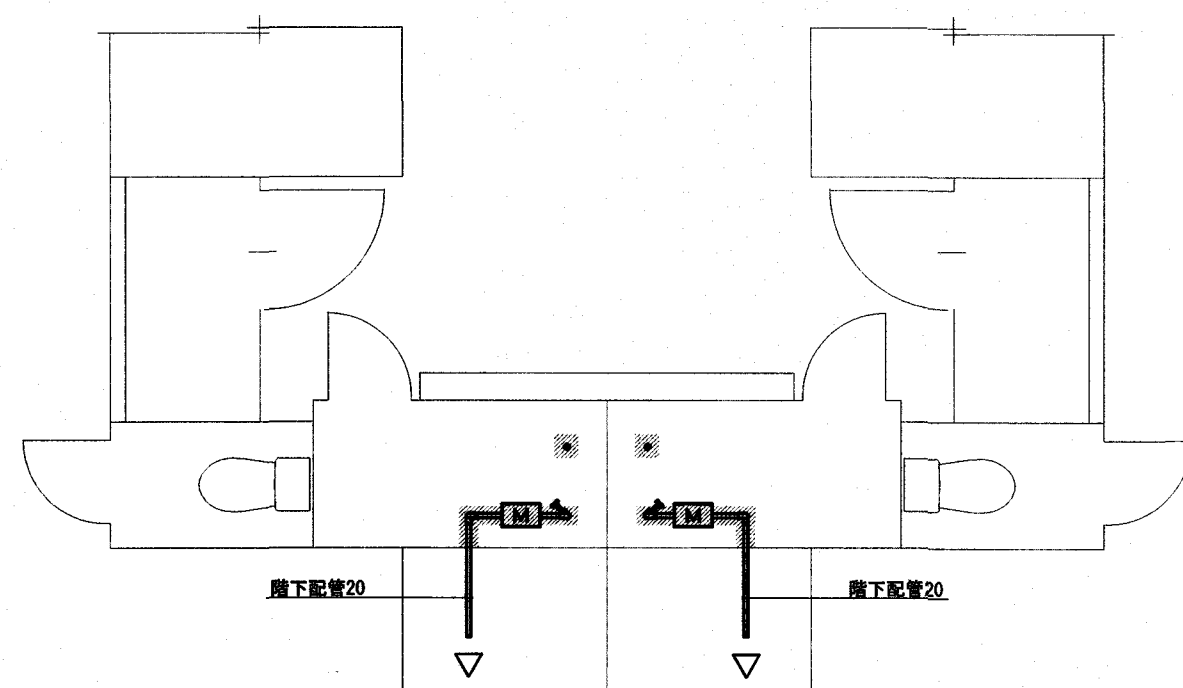


5号棟 3階平面図(現況・撤去図) S=1:100

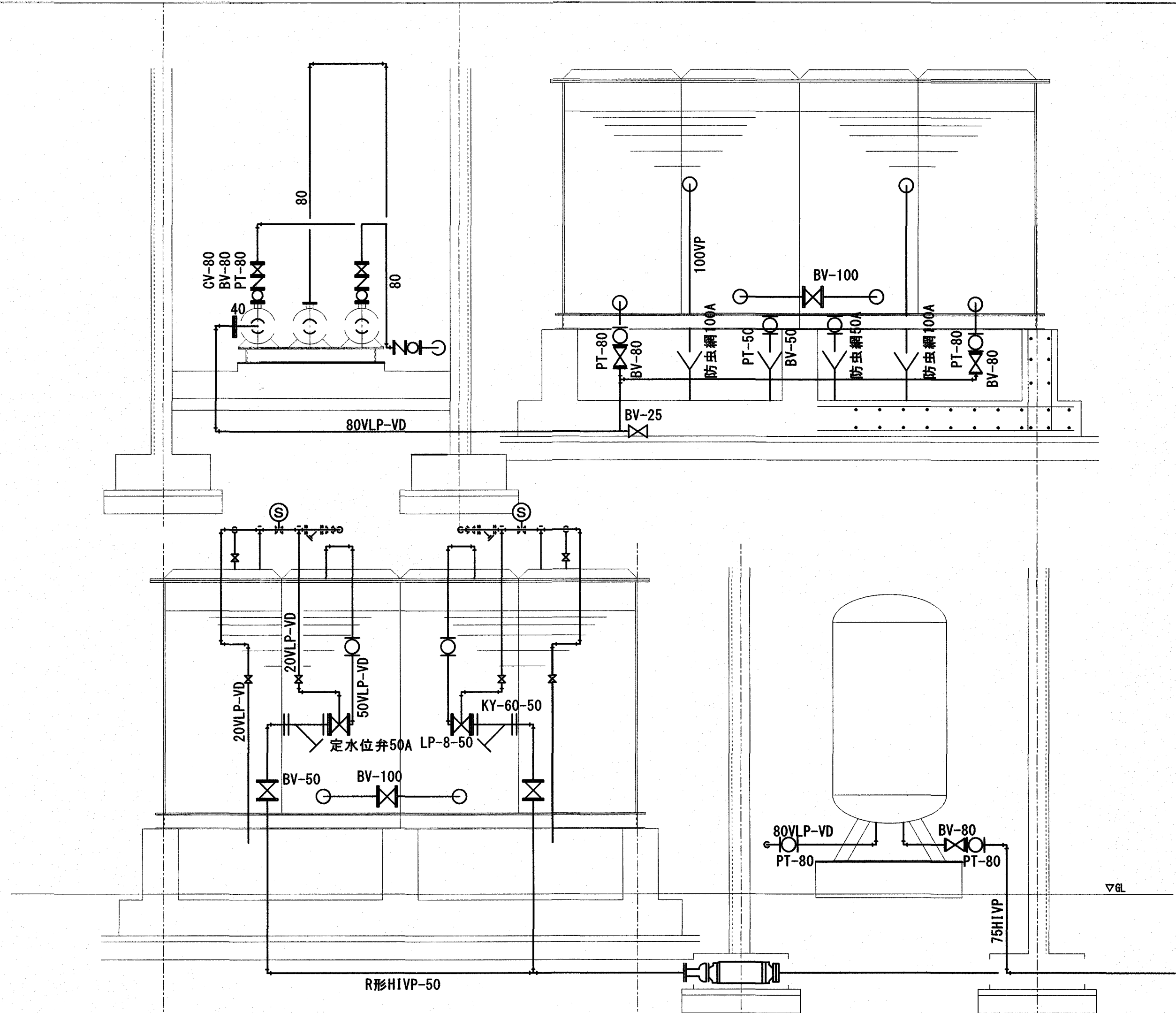
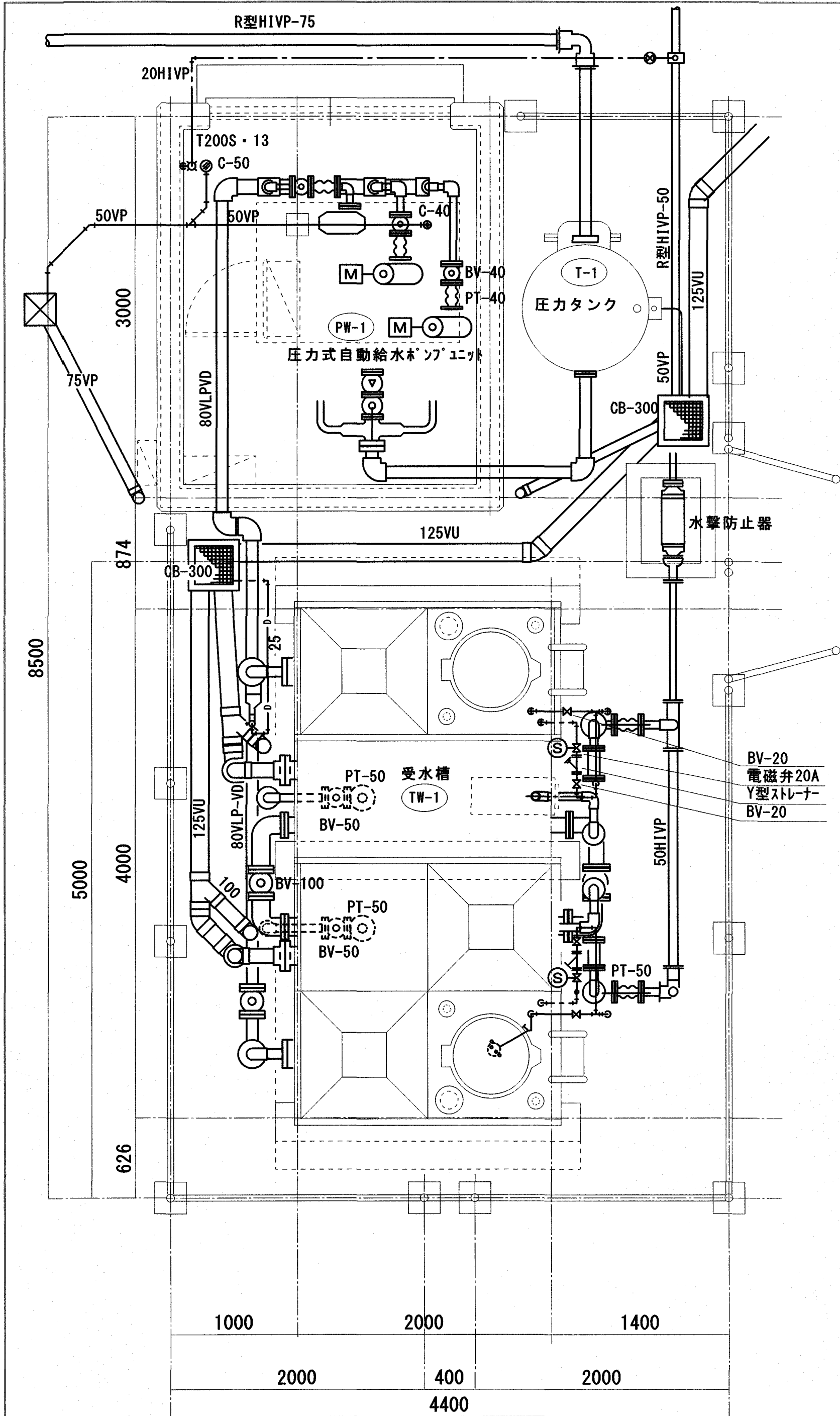


5号棟 3階平面図(改修図) S=1:100

訂正	月. 日	高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日	承認	工事名称		図面番号 M-09	
								2024 . 8 .		曙町市営住宅5号棟水道直結給水化工事			
								設計	検図 宇賀 龍介	図面名称			縮尺 1:100
										5号棟 3階平面図(現況・撤去・改修図)			

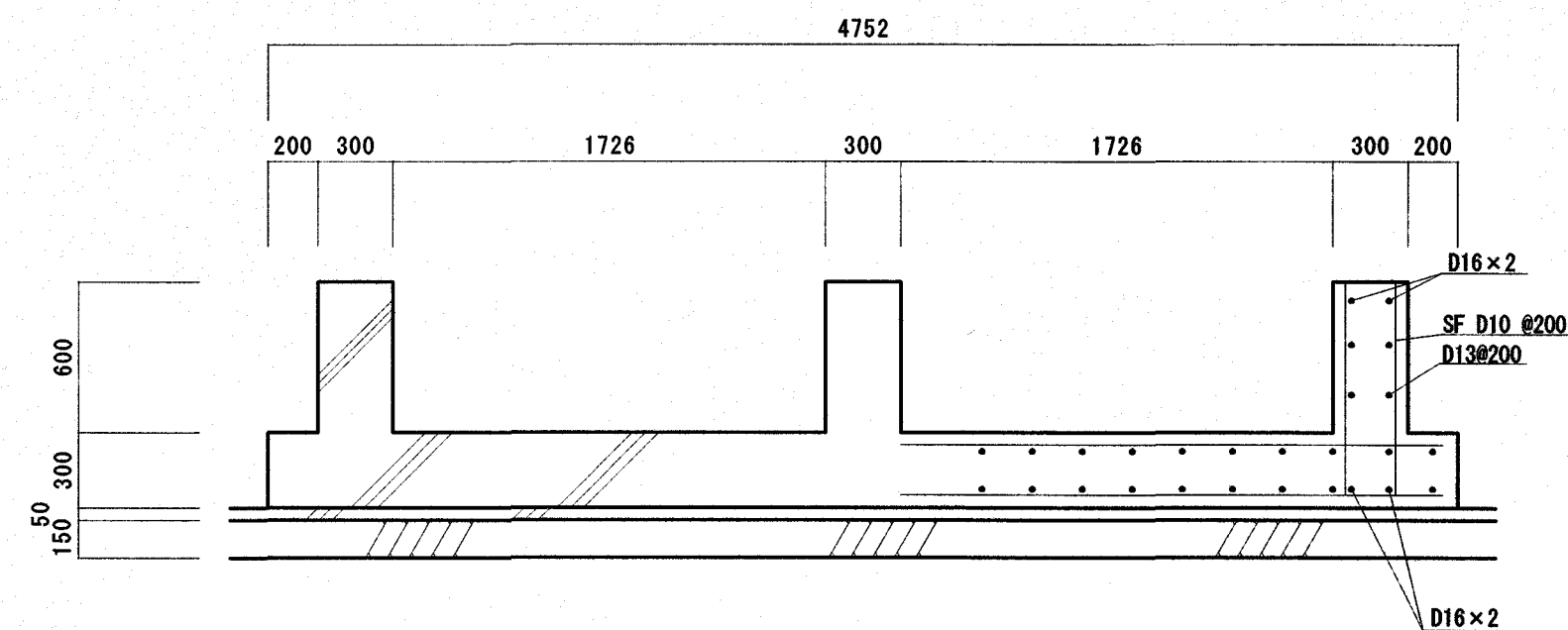
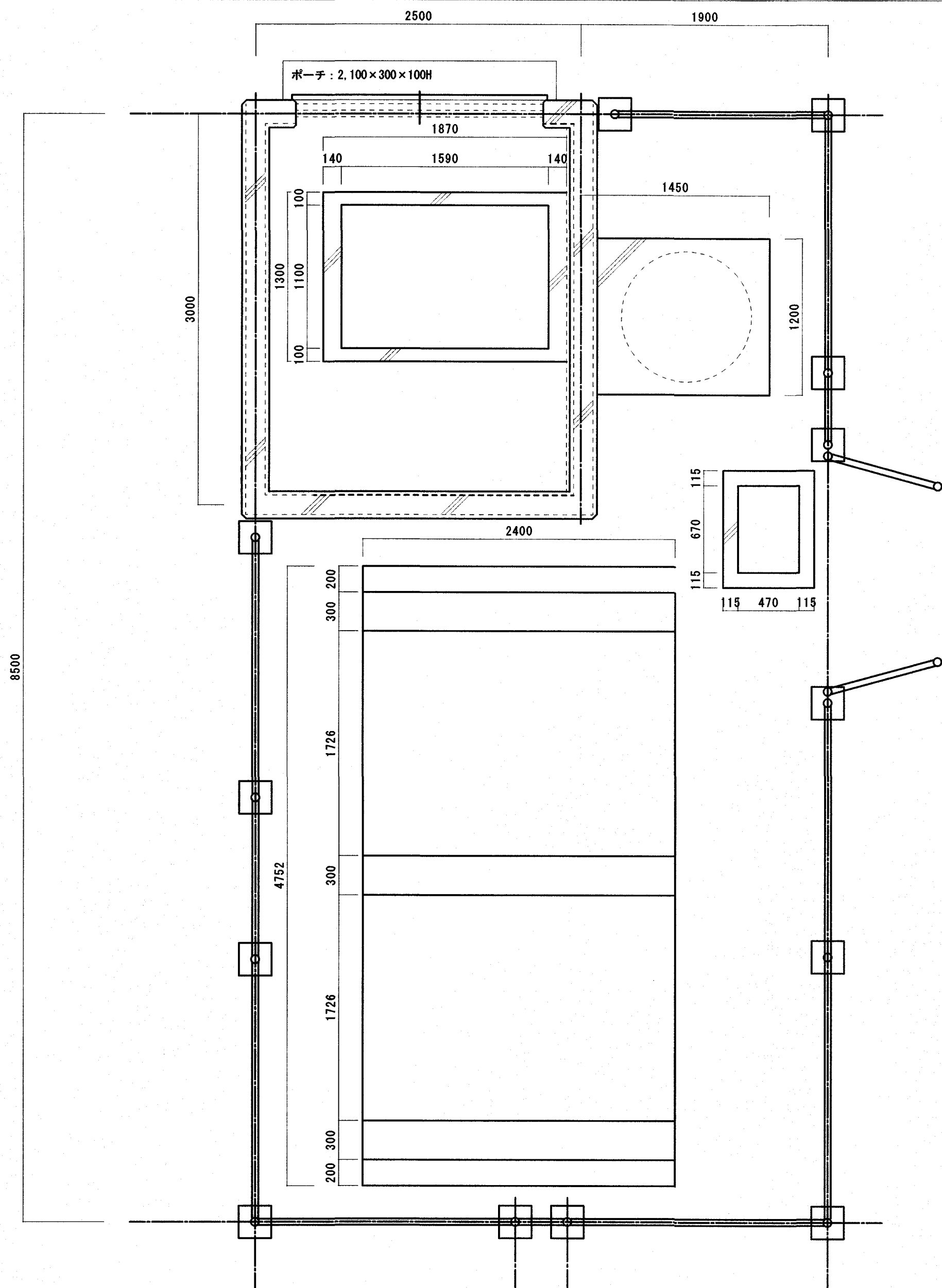


訂正	月、日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日 2024. 8.	承認	工事名称 曙町市営住宅5号棟水道直結給水化工事		図面番号 M-10
									設計	検図 宇賀 龍介	図面名称 5号棟 4階平面図(改修図) 部分詳細図(現況・撤去・改修図)	縮尺 1:100 1:50	



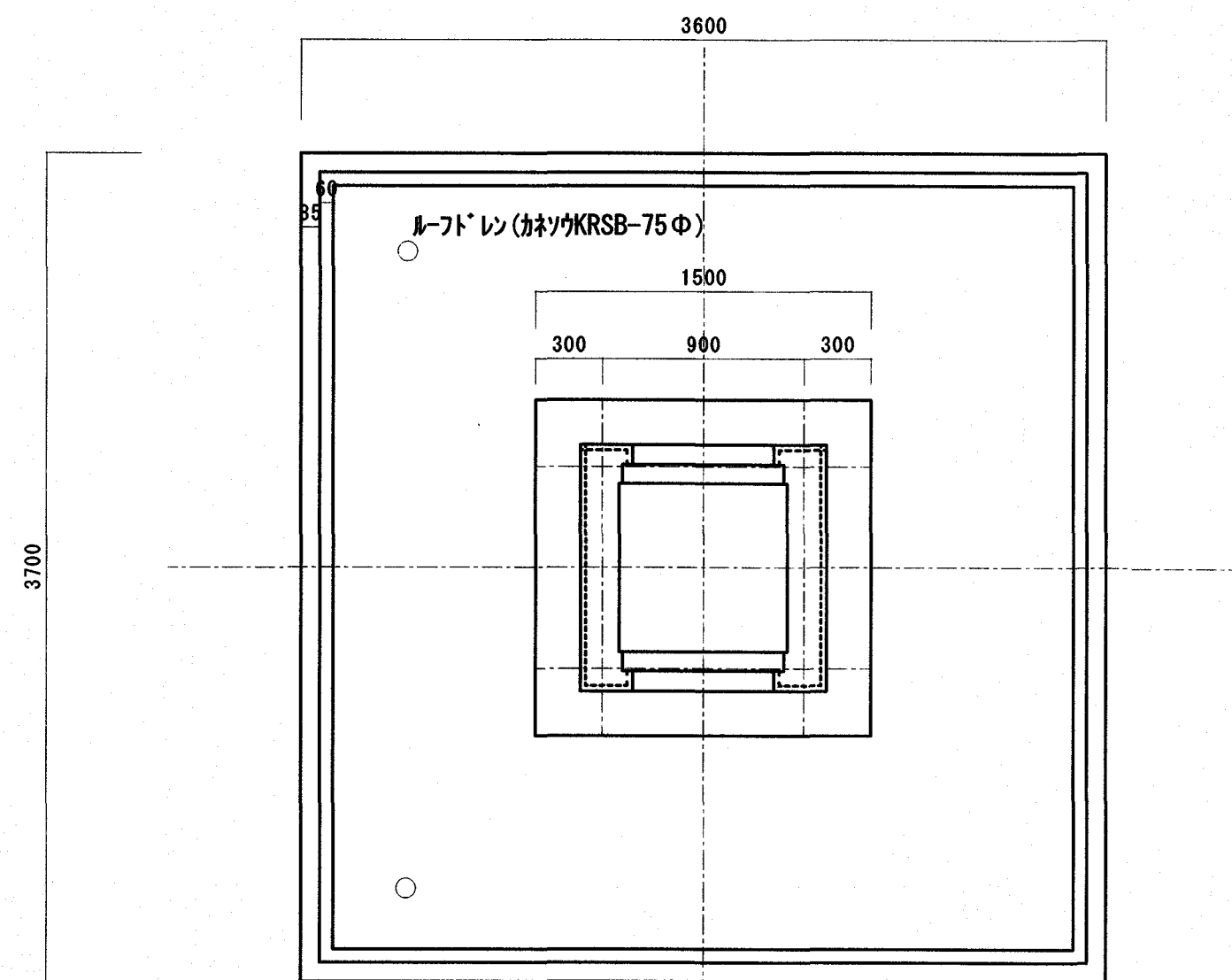
【既存】衛生設備 機器表						
機器番号	機器名称	機器仕様書	電源	台数	設置場所	工事内容
TW-1	受水槽	型式 FRP複合パネル型 耐震2/3G 2重マホ		1	ポンプ室	撤去・処分
		2,000×4,000(2,000+2,000)×2,000H				
		貯水量 14.4m ³ (7.2+7.2) 有効水量 12.56m ³ (6.28+6.28)				
PW-1	圧力式自動給水ポンプユニット	型式 80T-406×3s-M2.2PA(株)川本製作所 80φ×40φ×0.29m ³ /min×2.7~3.5kg/cm ² (2.2×2kW) 自動交互 並列同時2台運転	3φ-200V 4P	1	ポンプ室	撤去・処分
T-1	圧力タンク	容量: 1.3m ³ 最高使用圧力: 4.7kg/cm ² φ962mm×2,244h程度		1	ポンプ室	撤去・処分

※受水槽・機械室内配管・機器は全撤去とする。
躯体及びフェンスは解体さら地とする。

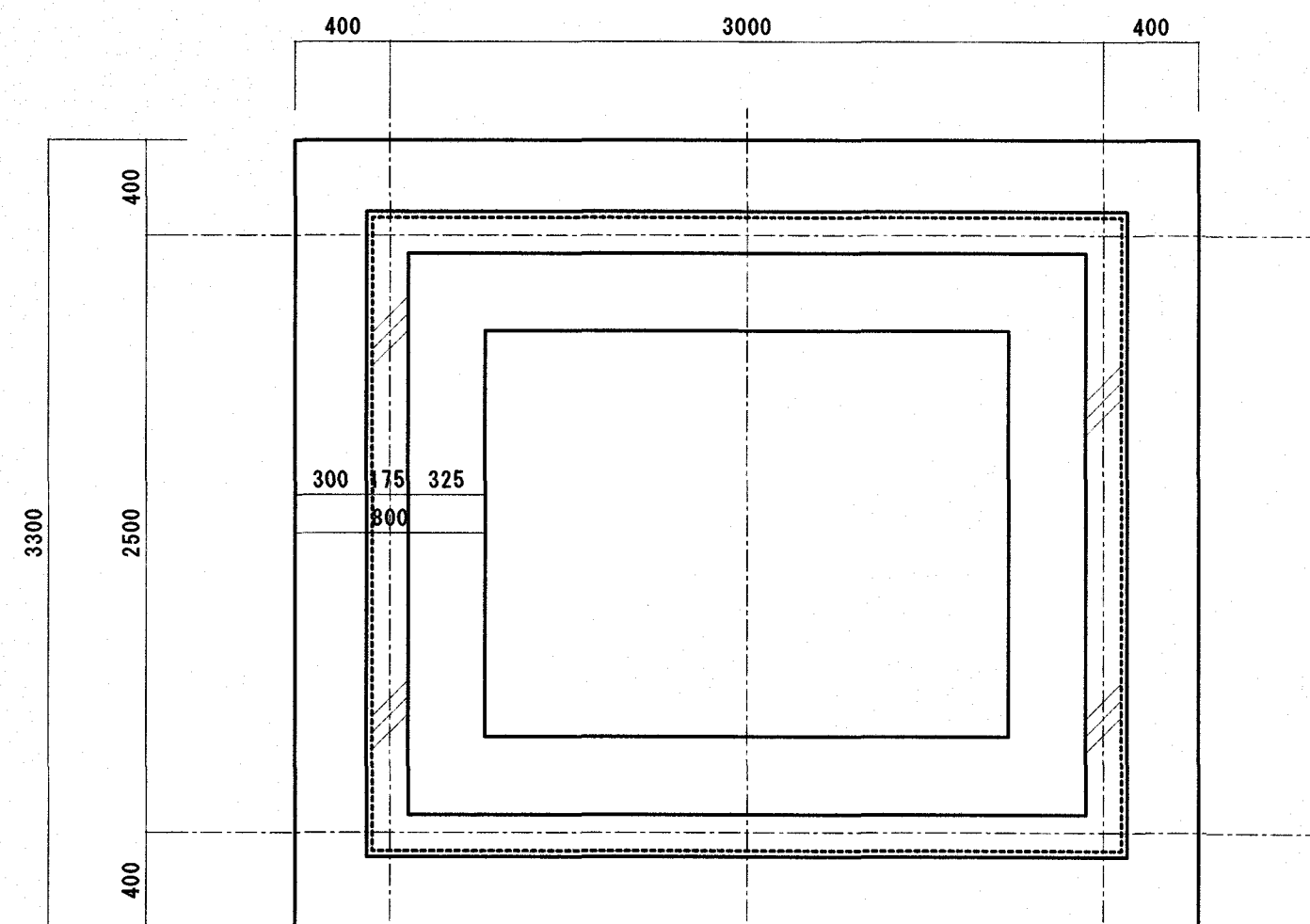


※受水槽・機械室内配管・機器は全撤去とする。
躯体及びフェンス(1800H)は解体さら地とする。□240×13基礎撤去共

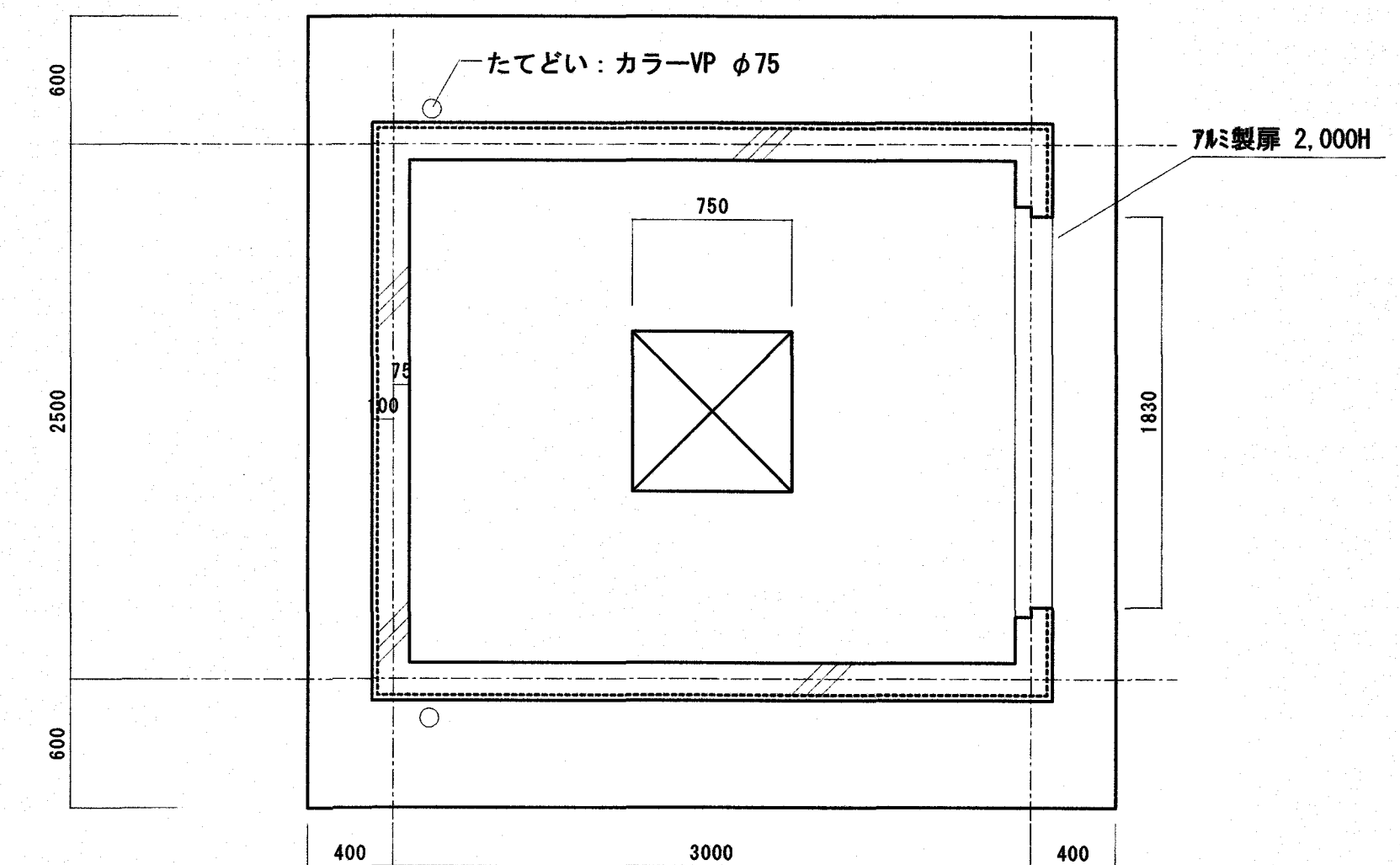
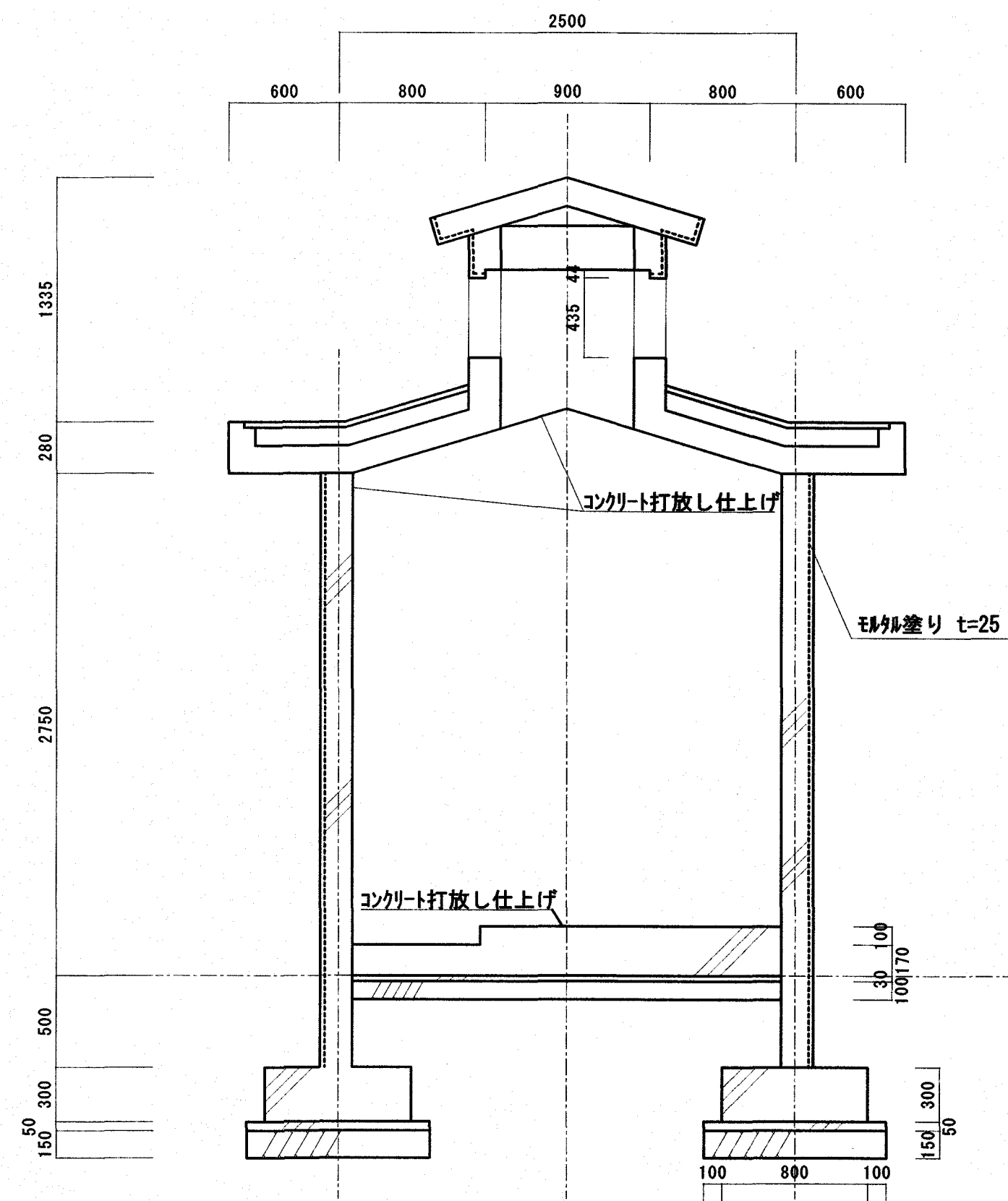
訂正	月. 日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	設計年月日 2024. 8 . 設計	承認	工事名称 曙町市営住宅5号棟水道直結給水化工事		図面番号 M-12
				水関	戸田	中村	松本			図面名称 受水槽室基礎参考図(現況・撤去図)	縮尺 1:30	



RF 平面コンクリート図(現況・撤去図) S=1/30



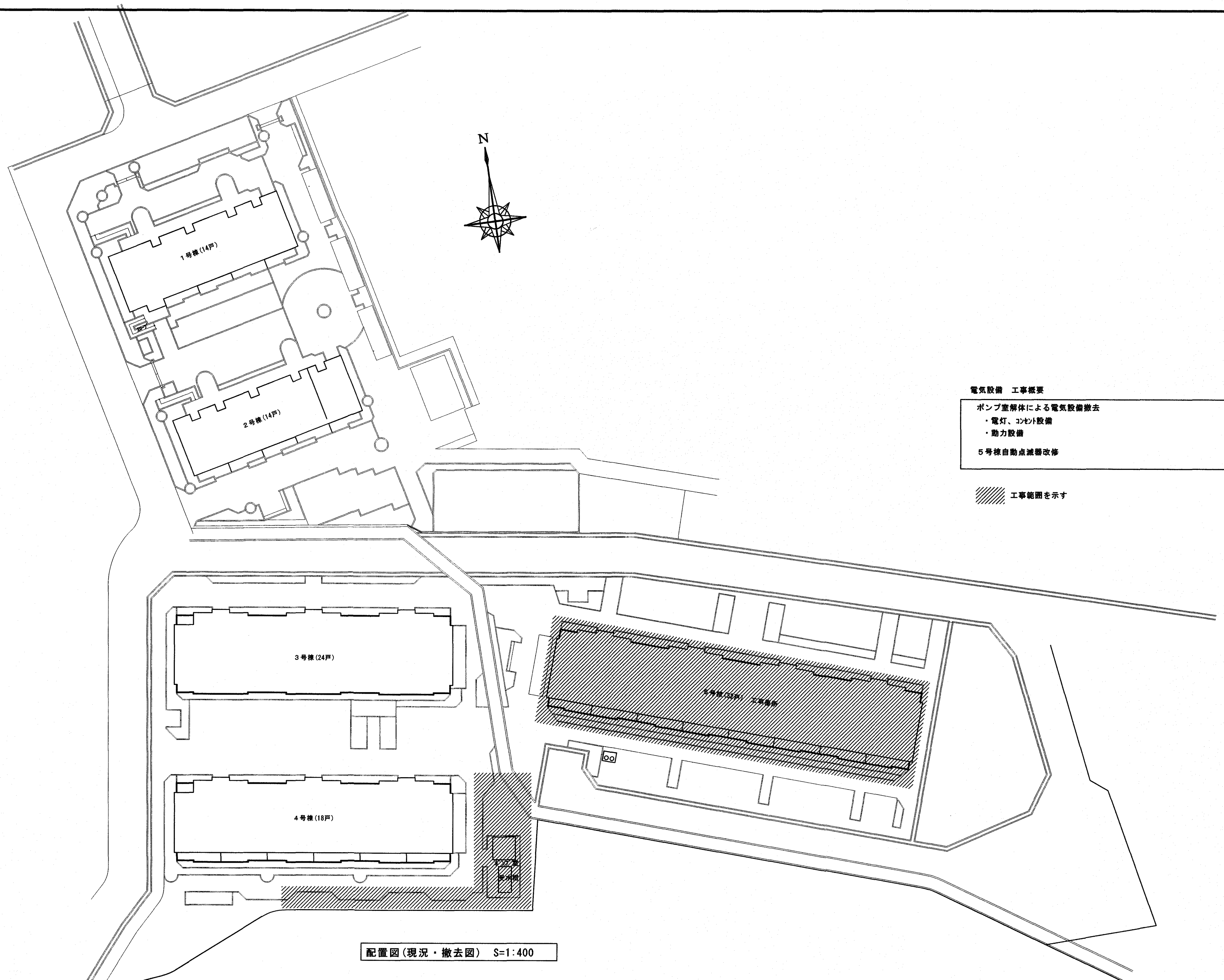
基礎コンクリート図(現況・撤去図) S=1/30



1F平面コンクリート図(現況・撤去図) S=1/30

訂正	月、日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	設計年 月 日 2024 . 8 . 設計	承認 検図	工事名称 曙町市営住宅5号棟水道直結給水化工事 図面名称 受水槽室参考図(現況・撤去図)	図面番号 M-13 縮尺 1:30
				水関	戸田	中村	松本				

項 目		特 記 事 項		項 目		特 記 事 項		機 器 取 付 高																																					
電気設備特記仕様				20 非常用照明の照度測定		各部屋2箇所以上を測定し、避難動線を考慮した位置とする。																																							
① 機材	メーカーリストによる。			21 一般照明の照度測定等		照明全数において、センサの動作及び機能の確認を含む照度測定を行い、測定結果を監督職員に提出する。 ※照度測定（100%点灯時（※夜間・昼間））・星光率（調光制御点灯時（※夜間・昼間）） ※照度測定基準：JIS C 7612に準じて行うこと。		接地用端子箱地上、床上～中心500 雷保護接地端子箱床上～下端800 接地極埋設極地下～中心600 室内端子盤（廊下、室内）床上～下端300 中間端子盤（E P S、電気室）床上～中心1,500 観時計床上～中心1,500（上端1,900以下） 子時計、スピーカ床上～中心（天井高）×0.9 ※2 アッチネータ床上～中心1,300 インターホン床上～中心1,300 外部受付用インターホン端子機床上～中心※1 呼出ボタン（バリアフリートイレ）床上～中心※1 復帰ボタン（バリアフリートイレ）床上～中心1,800 廊下表示灯（バリアフリートイレ）床上～中心2,000 テレビ機器収容箱床上～中心1,800 火報受信機（複合盤）床上～操作部800～1,500 耐受電機床上～中心1,500 火報総合盤床上～中心800～1,500 ガス漏れ検知器（L P ガス）床上～中心300 ガス漏れ検知器（都市ガス）天井面～中心（天井面）～200 備考 ※1 別途監督職員と協議すること。 ※2 天井高が、2,500～3,000mmの場合に適用する。																																					
2 他工事との取り合い	はり貫通部の スリーブ ※ 本工事 ・ 別途工事 補 強 ・ 本工事 ※ 別途工事 自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアーチェック、フロアーヒンジ ・ 本工事 ※ 別途工事 天井埋込型器具の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・ 本工事 ※ 別途工事（墨出しは本工事） ただし、ダウンライト等、切込み寸法が小さい場合は除く 天井点検口の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・ 本工事 ※ 別途工事（墨出しは本工事） 軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地材の切込み及び補強 ※ 本工事 ・ 別途工事 埋込型分電盤、端子盤等の 仮 枠 ※ 本工事 ・ 別途工事 補 強 ・ 本工事 ※ 別途工事 照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート ※ 本工事 ・ 別途工事 屋内の電気室、自家発電室などの基礎、防虫堤、ビット（ふたを含む） ・ 本工事 ※ 別途工事 屋外の受電設備基礎 ※ 本工事 ・ 別途工事 動力機器（電動機など）への接続 ※ 本工事 ・ 別途工事 電話保安装置接地 ※ 本工事 ・ 別途工事			22 受電設備		電力ヒューズ（現用の定格値）を予備用同数量納入し、電気室等に保管する。 ※ S06制御装置の外箱は原則としてステンレス製とする。 ※ 変圧器に防振ゴムを取り付ける場合は、地震による変位を抑制するための機能を要する。																																							
				23 テレビ共同受信設備		分岐器、分配器、直列ユニットはC S ・ B S ・ U H F 共用形（デジタル放送対応品）とする。 電界強度の測定 ・ 要 ・ 不要 (a) 受信レベル (b) ビット誤り率 (BER) (c) 変調誤差比 (MER) (d) 受信面質 ※ 測定内容に関しては、監督職員と協議すること。 埋設深さ ・ 一般敷地 600mm以上 ・ 舗装道路 600mm以上 ・ 公道 800mm以上 地中管路には、管下50mm、管上100mm程度保護砂を入れる。																																							
				24 構内埋設線路																																									
				25 ハンドホール		水抜き穴は現場の水位を確認の上、要否を検討すること。																																							
				26 耐震施工		設備機器の固定等は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）」及び建設大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び解説（平成8年版）」による。 局部震度法による設計用標準震度は、構造体の耐震安全性の分類、設備機器の重要度及び設置態により、選定する。 なお、施工に先立ち、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 備考 100kg以上の機器に適用するが、それ以下の機器については監督職員と協議する。 地域係数は1.0とし、設計用鉛直地震力は設計水平地震力の1/2とする。 施設の分類 ・ 特定の施設 ・ 一般の施設 重要機器 ・ 受電設備 ・ 自家発電設備 ・ 蓄電池設備 ・ 無停電電源装置 ・ 幹線用分電盤 ・ その他（ ）																																							
③ 電線類	EMケーブルとする。EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 耐火ケーブル(F P)及び耐熱ケーブル(H P)はシースに耐熱性ポリエチレンを用いたものとする。					局部震度法による建築設備機器（水増を除く）の設計用標準水平震度																																							
						設置場所		耐震安全性の分類																																					
								特定の施設 一般の施設																																					
						重要機器 一般機器 重要機器 一般機器																																							
						耐震クラス S A B																																							
						上層階、屋上及び塔屋 2.0 (2.0) 1.5 (2.0) 1.5 (2.0) 1.0 (1.5)																																							
						中間階 1.5 (1.5) 1.0 (1.5) 1.0 (1.5) 0.6 (1.0)																																							
						1階及び地下階 1.0 (1.0) 0.6 (1.0) 0.6 (1.0) 0.4 (0.6)																																							
④ 電線管	屋外露出配管 網管を使用する場合 ※溶融亜鉛めっき ・ プライマ処理後指定色塗装（2回塗り） ビニール電線管を使用する場合 ※カラー管を使用する P F管は厚層管（タイプ-25）とする。					備考 （ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。																																							
5 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。					太陽光発電（太陽電池アレイ）用基礎の強度計算に用いる用途係数																																							
6 フラッシュプレート材質	・ 樹脂製 ・ 新金属 ・ ステンレス					用途		特定の施設（極めて重要な太陽光発電システム） 一般の施設（通常の太陽光発電システム）																																					
⑦ カバープレート	用途別表示としてシール等を貼付する。					用途係数 1.32 1.0																																							
8 接地極	※ 下記による。なお接地極E Bの長さは1,500mmとする。 <table><tr><th>接地の種類</th><th>記号</th><th>接地抵抗値</th><th>接地極</th></tr><tr><td>共同接地</td><td>E A E D</td><td>10Ω 以下</td><td>E B (14φ) x 3 連-2組</td></tr><tr><td>A 種</td><td>E A</td><td>10Ω 以下</td><td>E B (14φ) x 3 連-2組</td></tr><tr><td>B 種</td><td>E B</td><td>200Ω 以下</td><td>E B (14φ) x 3 連-2組</td></tr><tr><td>C 種</td><td>E C</td><td>10Ω 以下</td><td>E B (14φ) x 3 連-2組</td></tr><tr><td>D 種</td><td>E D</td><td>100Ω 以下</td><td>E B (10φ) x 1</td></tr><tr><td>雷保護</td><td>E L</td><td>10Ω 以下</td><td>E P x 1</td></tr><tr><td>高圧避雷器</td><td>E L H</td><td>10Ω 以下</td><td>E B (14φ) x 3 連-2組</td></tr></table> ・ 図面特記による。	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極	共同接地	E A E D	10Ω 以下	E B (14φ) x 3 連-2組	A 種	E A	10Ω 以下	E B (14φ) x 3 連-2組	B 種	E B	200Ω 以下	E B (14φ) x 3 連-2組	C 種	E C	10Ω 以下	E B (14φ) x 3 連-2組	D 種	E D	100Ω 以下	E B (10φ) x 1	雷保護	E L	10Ω 以下	E P x 1	高圧避雷器	E L H	10Ω 以下	E B (14φ) x 3 連-2組					備考 通常の太陽光発電システムの風速の設計用再現期間を50年とし、これが用途係数の1.0に相当する。							
接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極																																										
共同接地	E A E D	10Ω 以下	E B (14φ) x 3 連-2組																																										
A 種	E A	10Ω 以下	E B (14φ) x 3 連-2組																																										
B 種	E B	200Ω 以下	E B (14φ) x 3 連-2組																																										
C 種	E C	10Ω 以下	E B (14φ) x 3 連-2組																																										
D 種	E D	100Ω 以下	E B (10φ) x 1																																										
雷保護	E L	10Ω 以下	E P x 1																																										
高圧避雷器	E L H	10Ω 以下	E B (14φ) x 3 連-2組																																										
9 埋設表示	雷保護設備用及び共同接地極の表示 ・ 黄銅板製 ・ ステンレス製 上記以外の接地極及び地中配線の表示 80φ x 300のコンクリート杭又は、プラスチック杭に方向種別を彫り込んだもの。 ただし、舗装された場所は鉄製ピンとする。 地中配線には電圧、線路長に関係なく標識シート（ダブル）を管頂と地表面の中間に設ける。					27 特定天井への対応		天吊り機器等の施工方法は、「建築物における天井脱落対策に係る技術基準」に適合すること。																																					
						28 風圧力		本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。（ボール型照明についてはJIL1003を適用とする。） 風速(Vo)： ・ 38m/sec（ ・ コンクリート柱 ・ テレビアンテナ ・ 避雷針 ・ 太陽光電池アレイ ・ ） ・ 60m/sec（ ・ ボール型照明 ・ ） 地表面粗土区分： ※ Ⅲ																																					
10 再使用機器	取外し再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定の上、取付のこと。 [1.4.3]							機 器 取 付 高																																					
① 絶縁抵抗等の測定	工事着手前に既存の電気設備の絶縁抵抗等を測定し、測定表を監督職員に提出する。					壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。 ただし、監督職員の指示により変更することがある。																																							
② 補修など	工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。																																												
③ 屋上・屋側の支持金物	原則としてステンレス製とする。（装柱金物は除く）																																												
14 結露防止	内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取り付ける。																																												
15 はつり	既存のコンクリート床・壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを用いる。																																												
16 あと施工アンカー	あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に關する十分な経験と技能を有するものとする。																																												
17 配線器具	タンブラスイッチは大角型適用形（ネーム入）とする。 壁付コンセントは原則として大角型適用形とし、適用形以外はプラグ付とする。 単相200V、発電機回路等のコンセントは、プレートに電圧・電源等の表示を行う。 呼出ボタンは点字付とする。																																												
18 照明器具等の接地	接地線は原則として 1E 1.6mm以上（緑色）とする。また、ケーブルの一芯を使用する場合は、緑色の芯線とする。																																												
19 照明器具用位置ボックス	ケーブル配線の位置ボックスは原則としてアウトレットボックスとする。 ケーブル配線で照明器具が送り端子付のもの（定格電流15A以上）及び配線が末端となるものは位置ボックスを設けなくてよい。																																												
				名 称		測 点		取付高（mm）																																					
				ブラケット（一般）		床上～中心		2,100																																					
				ブラケット（露場）		床上～中心		2,500																																					
				ブラケット（壁上）		壁上端～中心		150																																					
				避難口誘導灯		床上～下端		1,500以上																																					
				廊下通路誘導灯		床上～上端		1,000以下																																					
				スイッチ（一般）		床上～中心		1,300																																					
				スイッチ（住宅）		床上～中心		1,200																																					
				スイッチ（バリアフリートイレ）		床上～中心		※1																																					
				コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（一般）		床上～中心		300																																					
				コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（和室）		床上～中心		150																																					
				コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット（台上）		台上～中心		150																																					
				コンセント（保育園）		床上～中心		1,100～1,200 ※1																																					
				コンセント（車庫）		床上～中心		800																																					
				引込開閉器箱（低圧）		床上～中心		1,500																																					
				分電盤、制御盤		床上～中心		1,500（上端1,900以下）																																					
				ホーム分電盤		床上～中心		（下端2,000以下） ※1																																					
				開閉器箱		床上～中心		1,500																																					
				工 事 名		係		係 長		課長補佐																																			
				高知市 都市建設部 公共建築課		曙町市営住宅5号棟水道直結給水化工事		水関		戸田																																			
				図 面 名		特記仕様書（2）		更新日		2024.04.01																																			
				作 図		年 月 日		中村		鈴木																																			
				E - 01																																									



電気設備 工事概要

ポンプ室解体による電気設備撤去

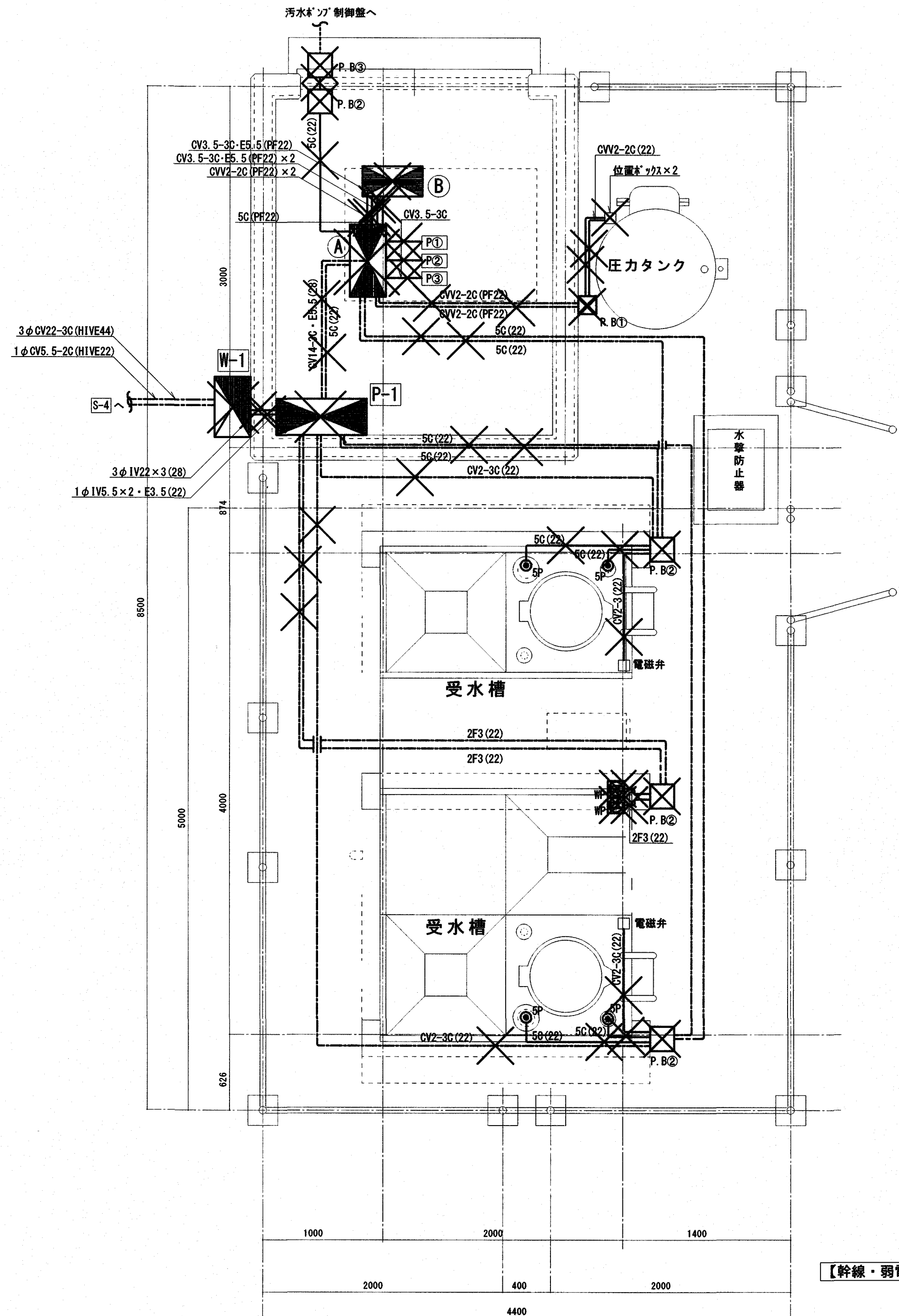
- ・電灯、コンセント設備
- ・動力設備

5号棟自動点滅器改修

工事範囲を示す

配置図(現況・撤去図) S=1:400

訂正	月. 日		高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年月日	承認	工事名称 曙町市営住宅5号棟水道直結給水化工事	図面番号 E-02
				水関	戸田	中村	松本		2024. 08.			
									設計 角田 憲彦	検図 高橋 宏明		
									図面名称 配置図・工事概要		縮尺 1:400	

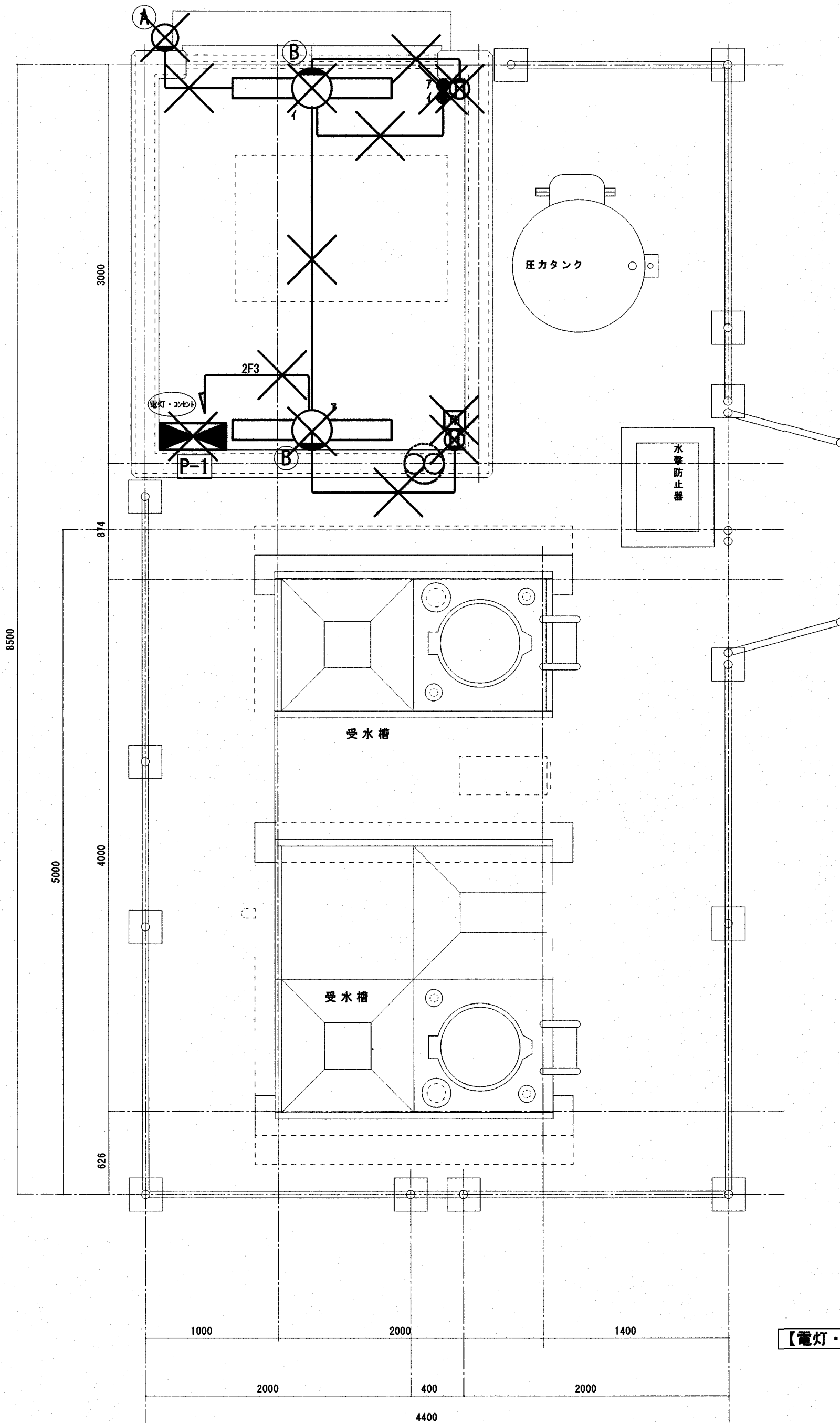


凡例 幹線・弱電設備			
	防水コンtent	2P15A×2	EET付 VE露出ホック付
	P.B.1	ポンプ 1	150口×100 VE 防水かぶせ蓋
	P.B.2	ポンプ 2	200口×150 VE 防水かぶせ蓋
	P.B.3	ポンプ 3	150口×150 VE 防水かぶせ蓋
	5P	電極5P	
	P.1	ポンプ 1	
	P.2	ポンプ 2	
	P.3	ポンプ 3	
	W-1	引込計器盤	
	P-1	動力制御盤	
	A	ポンプ制御盤A	
	B	ポンプ制御盤B	

図中、明記のない配線は下記による		
5C(22)	CVV2-5C	HIVE22露出
2F3(22)	WF2.0-3C	HIVE22露出
CV2-3C(22)	CV2-3C	HIVE22インベ
CV14-3C-E5.5(28)	CV14-3C E5.5	HIVE28インベ
CVV2-2C(22)	CVV2-2C	HIVE22インベ
3φCV8-3C(42)	3φCV8-3C	HIVE42インベ
3φIV22×3(28)	3φIV22×3	HIVE28インベ
1φIV5.5×2-E5.5(22)	1φIV5.5×2-E5.5	HIVE22インベ
		地中埋設を示す

【幹線・弱電設備】ポンプ室・受水槽廻り(現況・撤去図) S=1/30

図中、×印は撤去を示す



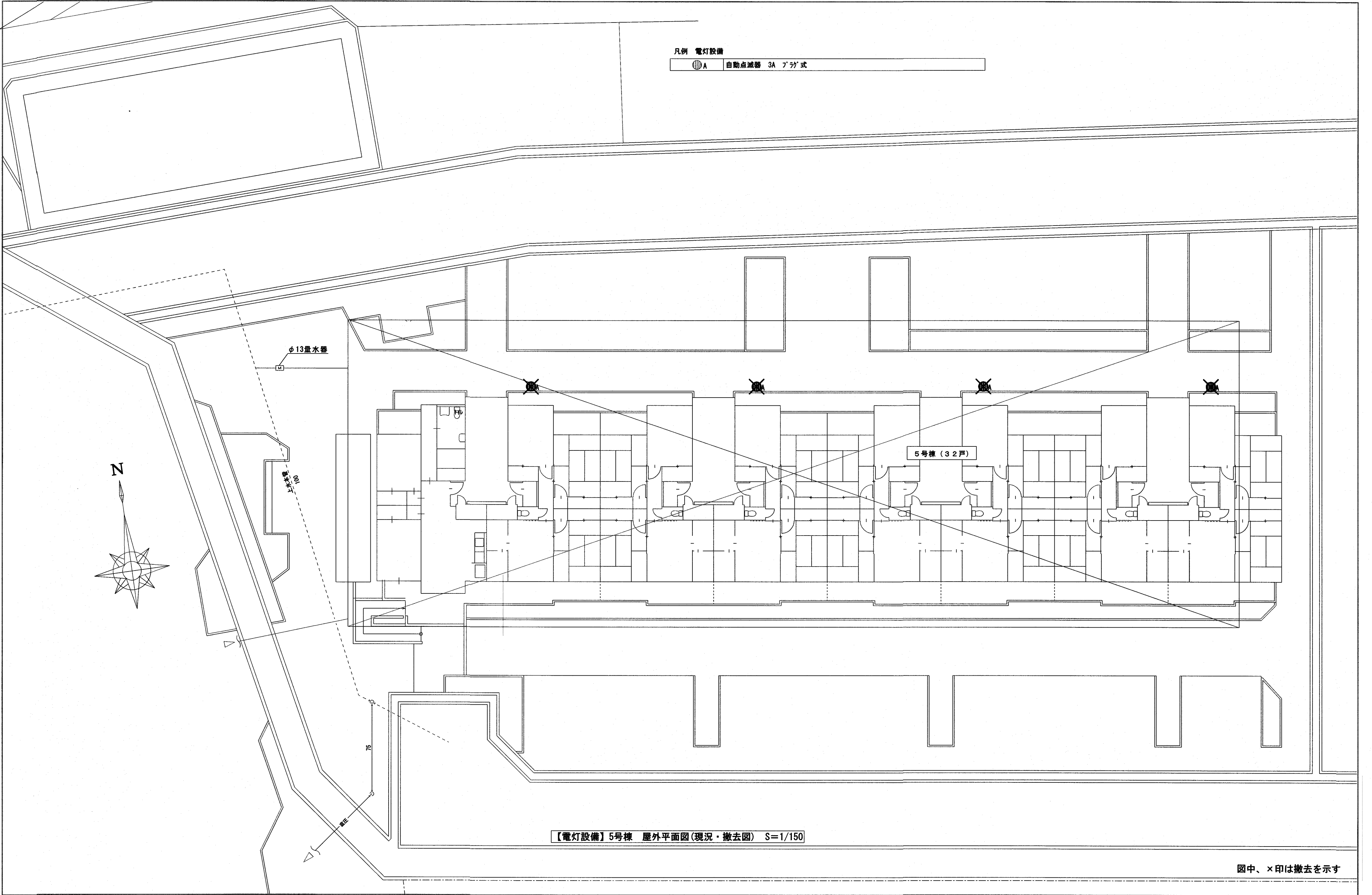
凡例 電灯・コンセント設備	
	埋込スイッチ 1P15A×2 新金プレート
	埋込コンセント 2P15A×2 新金プレート
	換気用温度スイッチ
	換気扇(機械設備工事)

図中、明記のない配線は下記による		
	VVF1.6-3C	PF16ｲﾝﾁ
2F3	VVF2.0-3C	PF16ｲﾝﾁ

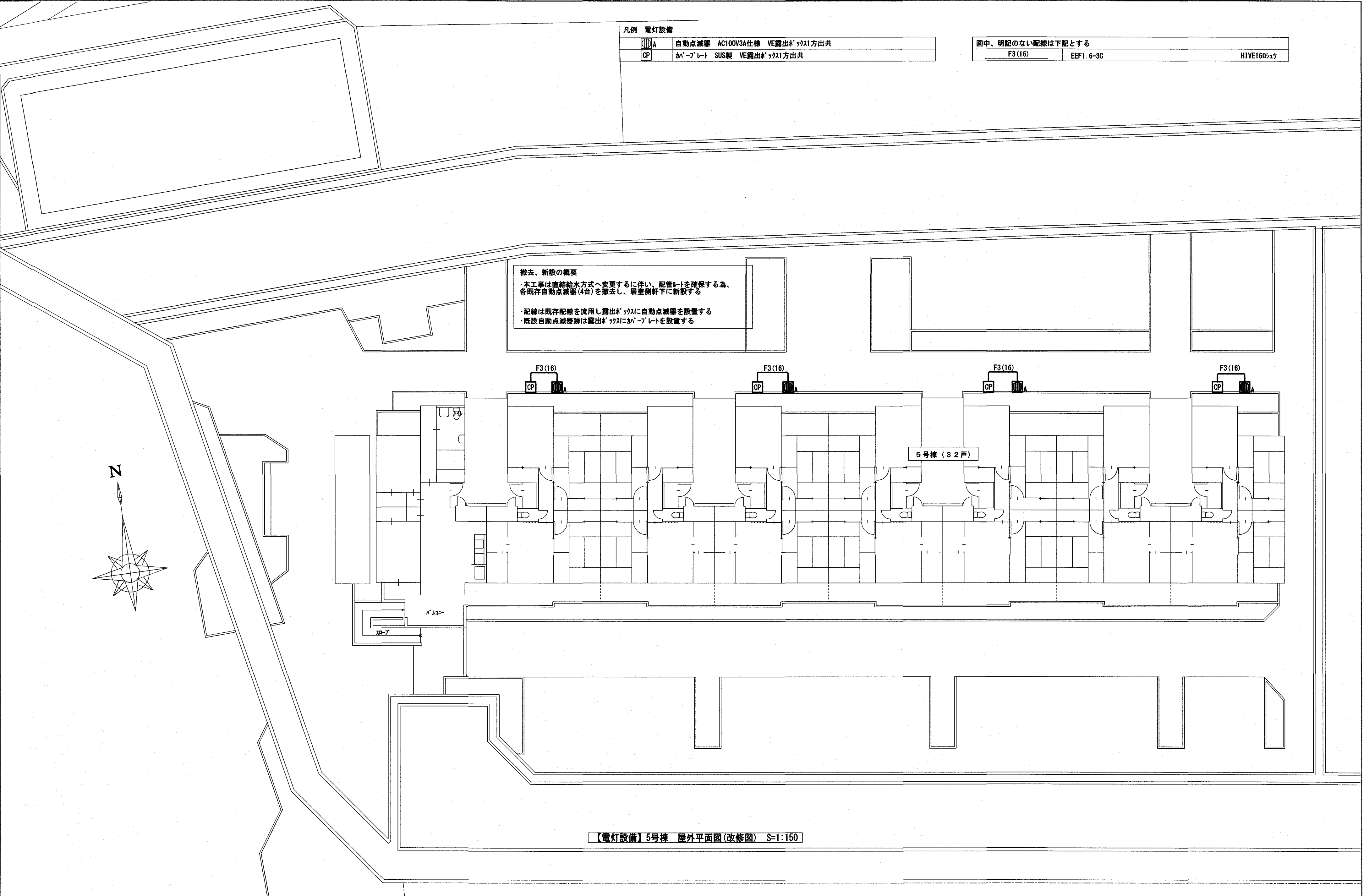
既存照明器具リスト	
Ⓐ	FL20W×1 プラット 防水
Ⓑ	FLR40×1 壁付 防水

【電灯・コンセント設備】受水槽ﾎﾞﾝﾌﾞ室廻り配置図(現況・撤去図) S=1/30

図中、×印は撤去を示す



訂正	月. 日	高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年 月 日 2024. 8 .	承認	工事名称 曙町市営住宅5号棟水道直結給水化工事	図面番号 E-06
			水関	戸田	中村	松本		設計 角田憲彦	検図 高橋宏明	図面名称 【電灯設備】5号棟 屋外平面図(現況・撤去図)	縮尺 1:150



凡例 電灯設備

ⓂA	自動点滅器 AC100V3A仕様 VE露出ボックス1方出共
CP	カバープレート SUS製 VE露出ボックス1方出共

図中、明記のない配線は下記とする

F3(16)	EEF1.6-3C	HIVE16Rタイプ
--------	-----------	------------

撤去、新設の概要

- ・本工事は直結給水方式へ変更するに伴い、配管ルートを確認する為、各既存自動点滅器(4台)を撤去し、居室側軒下に新設する
- ・配線は既存配線を流用し露出ボックスに自動点滅器を設置する
- ・既設自動点滅器跡は露出ボックスにカバープレートを設置する

【電灯設備】5号棟 屋外平面図(改修図) S=1:150

訂正	月、日	高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 826-7136	設計年月日 2024. 8 .	承認	工事名称 曙町市営住宅5号棟水道直結給水化工事	図面番号 E-07
			水関	戸田	中村	松本		設計 角田憲彦	検図 高橋宏明		
										図面名称 【電灯設備】5号棟屋外平面図(改修図)	縮尺 1:150